

第 2 章

生徒指導上の諸課題への対応①

第2章 生徒指導上の諸課題への対応①

I いじめ事案への対応

【ポイント】

- ・「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心に学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応の徹底、いじめ解消に向けた組織的な対応の一層の充実を図ることが大切である。
- ・いじめを未然に防ぐために、体験的な学びの場の設定や児童生徒の「絆づくり」及び「居場所づくり」の推進を図るなど、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるための働きかけや、いじめを生じさせない環境づくりを行うことが重要である。
- ・全ての教職員が、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識をもち、児童生徒理解を深めていじめの兆候を早期に察知し、学校いじめ対策組織が中心となって組織的にいじめに係る情報共有及び未然防止、早期発見及び早期対応、解消に向けた取組の充実を図り、いじめを重大化させないための取組を推進することが大切である。

1 いじめ防止対策推進法等

(1) 法の成立までの経緯

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月から施行されました。法の成立は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができます。その意味において、法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであることを受け止める必要があります。

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応の徹底、いじめ解消に向けた組織的な対応の一層の充実を図ることが大切です。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』と定義されています。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを踏まえて、各学校において、いじめ防止のための基本方針の策定と見直し、実効性のある組織の構築、未然防止・早期発見・事案対応における適切な対応を行う必要があります。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの対応に当たっては、学校いじめ対策組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるために、管理職のリーダーシップのもと、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが大切です。

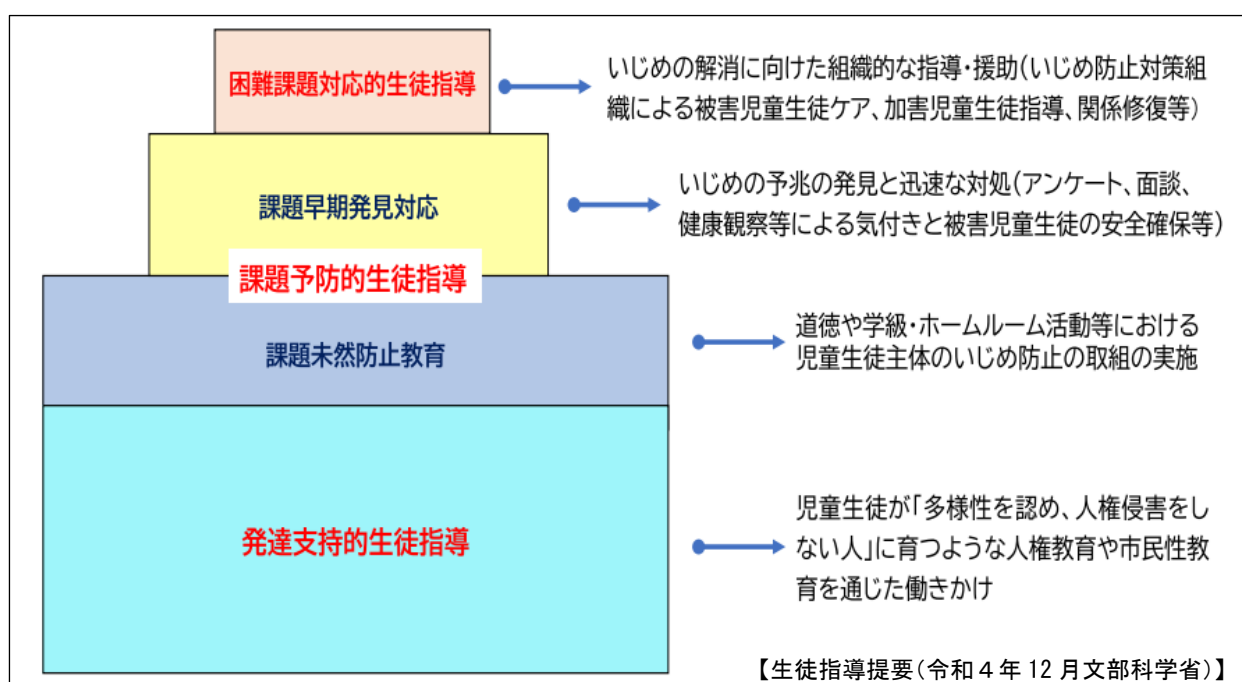
3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

(1) 生徒指導の重層的支援構造

いじめ防止対策推進法第8条において、学校及び学校の教職員はいじめの未然防止及び早期発見、いじめへの適切かつ迅速な対処を行うことが示されています。

具体的には、全ての児童生徒を対象にした発達支持的生徒指導として、人権教育等を通じて「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけることや、課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法やいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行います。

また、課題早期発見対応として、日々の健康観察やアンケート調査を行う等、いじめの兆候を見逃さず、早期発見に努めるとともに、いじめの予兆を把握した場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を最優先した対応が大切です。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づきながら、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めることが重要です。



(2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導を行うためには、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して実施することが重要です。その際、下記の点に留意する必要があります。

ア 児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけるなど、「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指すこと

イ 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにすること

ウ 主体的に取り組む共同の体験を通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感する場を設定するなどを通して、「自己信頼感」を育むこと

エ 児童生徒が「困っている、助けてほしい」と言えるように適切な援助希求を促すことや受け止めることのできる体制づくりを学校が行うこと

(3) いじめの未然防止教育

いじめの未然防止教育については、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるための働きかけ」と「いじめを生じさせない環境づくり」が大切です。

そのために、学校で道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例などの検討やいじめ場面のロールプレイ等を通して、児童生徒の体験的な学びの機会を設定することが重要です。その際、心理ストレスや被害者となることへの回避感情など、いじめる心理から未然防止教育の取組を考え、丁寧な内面理解に基づく働きかけを行うことが大切です。

また、児童生徒がいじめをはやし立てる・面白がる「観衆」や周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」になることなく、いじめを抑止する「仲裁者」やいじめを見逃さない「相談者」へと転換するための取組を道徳科や学級・ホームルーム活動など、様々な場面において行う必要があります。

加えて、いじめが人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為になるという認識等、発達段階に応じて、法や学校のいじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つなど、いじめを法律的な視点から考えることも重要です。

(4) いじめの早期発見対応

いじめに気付くためには、児童生徒の表面的な言動だけでなく、背後の感情に思いを馳せる必要があります。そのためには、教職員が組織体制の中でいじめの兆候を察知しようとする姿勢とともに、アンケート調査において、いじめられている児童生徒が安心して記入できる配慮や具体的ないじめの態様ごとの項目を設けたりするなど、精度を高める工夫が必要です。

また、アンケート実施後の教職員間の情報共有及び対応の在り方や児童生徒への教育相談を具体化するとともに、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることで、学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能になります。いじめへの対応については、下記の点に留意しながら対応することが大切です。

ア 被害者保護を最優先し、二次的な課題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、心のケアを行うこと

イ 被害者のニーズを確認し、安全な居場所の確保や加害児童生徒及び学級等への指導に関する具体的な支援策を提示し、本人や保護者の意向を踏まえながら対応すること

ウ いじめの加害者への指導について、事前及び対応の過程で被害児童生徒及び保護者の同意を得つつ、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を講じるとともに、いじめの行為は絶対に許されないという毅然とした態度と加害者の成長支援という視点に立ち、加害者が罪悪感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけること

エ いじめの解消に向けて、何を持って「解消」とするかについての共通理解を図るとともに、解消の二条件（①いじめに係る行為が止んでいること②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）について、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認すること。また、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守り続けること

(5) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

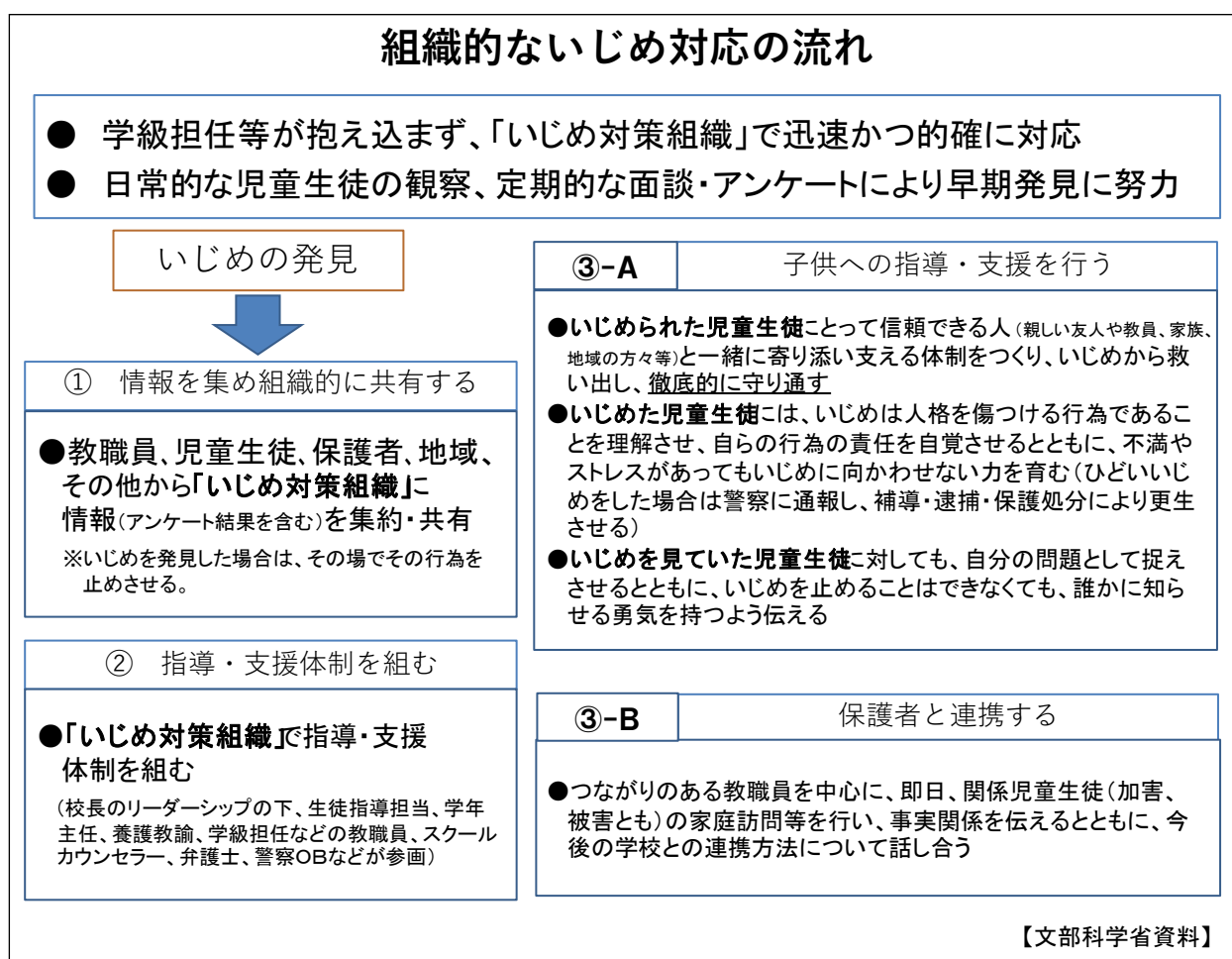
いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠れば、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討しておくことが求められます。

いじめの問題が複雑化し、対応が難しいケースについては、できるだけ早い段階から、ＳＣやＳＳＷ等を交えたケース会議で丁寧なアセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害

児童生徒の抱える課題等）を行うとともに、アセスメントに基づいた「被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針」、「周囲の児童生徒への働きかけの方針について」のプランニングを行います。

その後、被害児童生徒及び保護者へ確認された事実や指導・援助方針等を説明し、同意の上、指導・援助プランを実施し、モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告や心理的状态の把握等）を行います。その際、問題に応じて警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図るとともに、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが大切です。なお、教育委員会等への報告や情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行っておくことも不可欠です。

4 組織的ないじめ対応の流れ（参考）



5 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について

平成 29 年 3 月に、学校の設置者及び学校におけるいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的方針（平成 25 年、文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）等に則った適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に関する重大事態ガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）が策定されました。

しかしながら、重大事態の発生件数は全国的に増加傾向にあり、依然として法や基本方針、重大事態ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況等を踏まえて、令和 6 年 8 月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。

(1) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

ア 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載したこと

- ・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応を取るよう必要な取組を記載したこと。

イ 学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記したこと

- ・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記したこと。

ウ 児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応を追記したこと

- ・児童生徒・保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載したこと。

エ 第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示したこと

- ・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載したこと。

オ （加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に記載したこと

- ・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載したこと。

カ 重大事態調査で調査すべき調査事項を明確化したこと

- ・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聞き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載したこと。
- ・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記したこと。

(2) いじめ重大事態に対する平時からの備え

ア 基本的な考え方

重大事態を防ぐとともに、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要です。

特に、各学校において、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応の徹底を図るとともに、いじめを重大化させない取組が重要です。そのためには、年度始めの職員会議や教員研修等の実施により、法や基本方針等について理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか共通認識を図ることが大切です。

また、法 22 条に基づき、全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であり、いじめの疑いがある場合の調査等を行うとともに、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うものです。実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応することが大切です。

イ 留意点

- ・重大事態調査において、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、学校いじめ対策組織において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った記録等を作成し、保存しておくことが必要です。その際、正確な記録となるために、推測や感想を交えず、「確認できた事項と確認できなかった事項」を明確化させるとともに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録にすることが大切です。なお、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づき、適切に管理することも重要です。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要です。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	☐

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（令和6年8月文部科学省）】

6 Q & A

【Q 5】

いじめの未然防止に向けた取組について、どのようなことを行ったらよいですか。

【A 5】

いじめの未然防止に向けた取組について、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるための働きかけといじめを生じさせない環境づくりが大切です。例えば、学校で道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例などの検討やいじめ場面のロールプレイ等を通して、児童生徒の体験的な学びの機会を設定することが考えられます。その際、心理的ストレスや集団内の異質な者への嫌悪感情、被害者となることへの回避感情など、いじめの心理から未然防止教育の取組を考え、丁寧な内面理解に基づく働きかけを行うことが大切です。

また、児童生徒がいじめをはやし立てる・面白がる「観衆」や周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」になることなく、いじめを抑止する「仲裁者」やいじめを見逃さない「相談者」へと転換するための取組を、道徳科や学級・ホームルーム活動など、様々な場面において行うことが大切です。

【Q 6】

いじめの早期発見には、どのような取組を行えばよいですか。

【A 6】

いじめに気付くには、表面的な言動だけでなく、背後にある児童生徒の感情を把握するなど、児童生徒理解を深めることが大切です。

また、いじめ発見の主なルートとしては、アンケート調査や本人からの訴え、当該保護者の訴え、担任による発見が挙げられるため、児童生徒の様子の変化等に教職員が気付くだけでなく、アンケート調査や本人の訴え等、いじめを安心して訴えることができるように工夫することが大切です。

例えば、アンケート調査の方法を、いじめを受けている児童生徒が他の児童生徒に見られている心配をせずに記入できるようにしたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるようにしたりすることが考えられます。

【Q 7】

認知したいじめへの対応は、どのようにしたらよいですか。

【A 7】

次の4つの項目について、組織的に取組を進めましょう。

- 1 被害者保護を最優先し、二次的な課題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。また、重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるなど、いじめ問題への対応における警察との連携の徹底を図ることが重要です。
- 2 被害者のニーズを確認するとともに、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者と共通理解を図ったり、支援案を選択してもらったりすることが大切です。
- 3 いじめの加害者への指導及び加害者と被害者との関係修復を図ります。その際、加害者に対して、いじめの行為が絶対に認められないという毅然とした態度を取りながらも、加害者の成長支援という視点に立ち、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることが大切です。
- 4 いじめの解消にあたり、何を持って「解消」とするかについての共通理解を図ることが求められます。解消の二条件である「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」について、本人や保護者へ継続的に確認する必要があります。また、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切です。

Ⅱ 暴力行為事案への対応

【ポイント】

- ・暴力行為の指導に当たっては、深い児童生徒理解に基づいて、児童生徒の自己指導能力を育て自らの行為を反省し、以降同様な行為を繰り返さないような視点に立った働きかけを行うことが求められるため、学校全体で育てたい児童生徒像や指導の考え方を共有し、関係機関との適切な連携の下、全校的な指導体制を構築することが必要である。

1 暴力行為の定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、暴力行為を、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義しています。また、暴力の対象により「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四つの形態に分類されます。

2 学校の組織体制と計画

- (1) 児童生徒の起こす暴力行為の背景には、その児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境などの様々な要因があります。そのため、むやみに指導を行うのではなく、深い児童生徒理解に基づいて、児童生徒の自己指導能力を育て、自らの行為を反省し、以後同様な行為を繰り返さないような視点に立った働きかけを行うことが求められるため、学校全体で育てたい児童生徒像や指導の考え方を共有し、関係機関との適切な連携の下、全校的な指導体制を構築することが必要です。
- (2) 暴力行為があった場合、付近にいる教員はすぐに現場に駆け付け複数で対応し、暴力行為発生後の対策メンバーは、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該児童の担任、養護教諭、SC、SSW等で、その日のうちに会議を開くなど、全教職員が共通理解できるよう、年度当初に対応の基本を準備することやそれをマニュアル化したものを作成することが必要です。
- (3) 対処すべき問題行動が発生した場合に、事案の重大性や性質を検討し、既存の生徒指導部で足りるか、あるいは、より拡大したプロジェクトチームを作るかという検討を経るなどして、対応のための組織や教職員個々の役割を決めておくことが必要です。
- (4) 校内の生徒指導の方針や基準を定め、年間指導計画に基づき、研修や日々の打合せで教職員が指導方法や考え方を共有することで維持される教職員の指導に対する体制（校内連携型支援チーム）を整備することも求められます。

3 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造

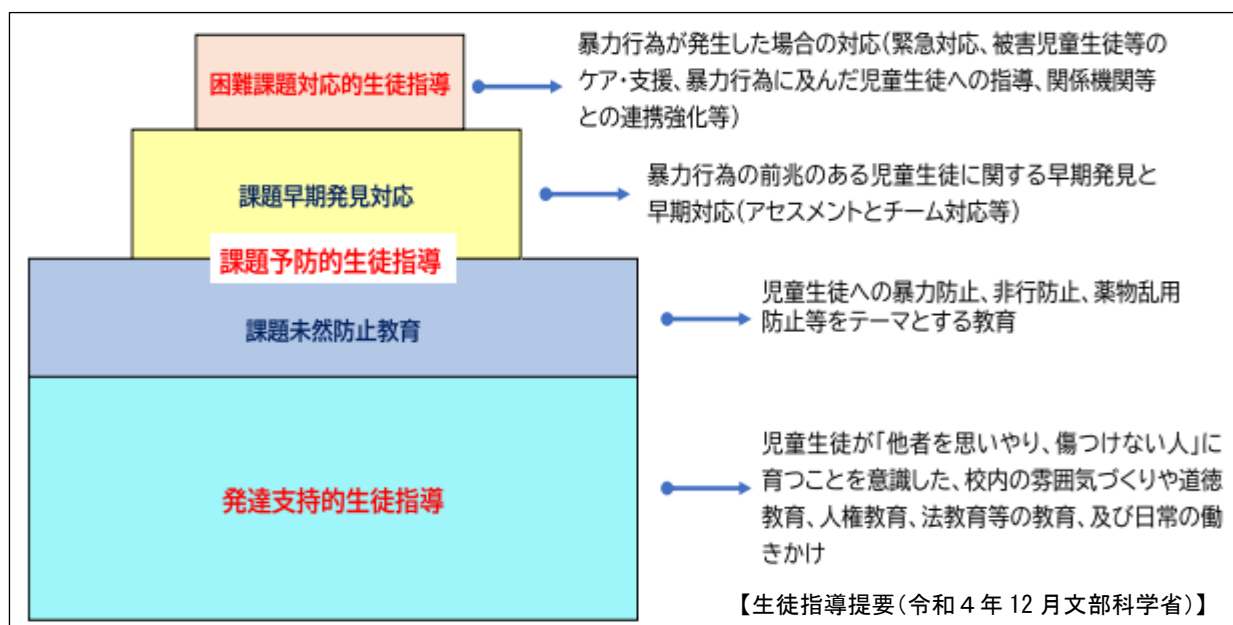
(1) 生徒指導の重層的支援構造

暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造は、発達支持的生徒指導においては、児童生徒が「他者を思いやり、傷つけない人」に育つことを意識した、校内の雰囲気づくりや働きかけなどを日常的教育活動を通じて行います。

課題未然防止教育においては、暴力防止などをテーマとする教育を行います。

課題早期発見対応においては、暴力行為の前兆行動とも言える粗暴な発言や振る舞い、まだ暴力を伴わないいじめなどについて、早期に発見し対応します。

困難課題対応的生徒指導においては、暴力行為が発生した場合に、緊急対応、暴力行為の被害を受けた児童生徒や教職員のケアと回復支援、暴力行為に及んだ児童生徒への指導などについて、関係機関・団体や関係者との連携を強化し対応します。



(2) 暴力行為の防止につながる発達支持的生徒指導

暴力行為の防止につながる発達支持的生徒指導を行うためには、暴力行為は、暴力を受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではないという共通認識の下で、児童生徒への対応に当たることが重要です。その際、下記の点に留意する必要があります。

ア 教職員が体罰をしないことはもとより、児童生徒の暴力行為については、警察等の関係機関と連携した対応を行っていくことなど、学校の方針を明確に示すことで、暴力行為を許容しない雰囲気づくりが大切です。並行して、豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、尊重し合える温かな学校の雰囲気づくりに努めていくことが必要です。

イ 暴力の背景には、人の痛みを想像できない、自己中心的な考え方が強いこと、自分の気持ちをうまく表現できずに衝動的な行動をとってしまうことなどの課題が考えられるため、道徳教育、人権教育、法教育、情報モラル教育などや、コミュニケーション力の向上につながる日々の挨拶、声かけ、対話などを通して、特にコミュニケーションの力を育み、暴力行為をしない人に育つことを意識した働きかけを行うことが必要です。

(3) 暴力行為の未然防止教育

暴力行為の未然防止教育については、暴力行為は安全な生活を脅かす反社会的な行為であり、「暴力で問題は解決しないこと」、「被害者に与える身体の痛みとともに、恐怖感、屈辱感、絶望感、無力感など様々な感情を抱かせ身体・心理的影響は計り知れないものがあること」、「暴力を受けたことが心の傷となり生涯にわたって苦しめることになるかもしれないこと」を指導することが大切です。

そのために、暴力行為の未然防止をねらいとする教育としては、道徳科や特別活動などの時間と関連を図り、教職員が、暴力や非行をテーマとした授業を行う、あるいは、警察署・少年サポートセンターの職員、法務省の機関である法務局・検察庁・少年鑑別所（法務少年支援センター）・少年院・保護観察所の職員、弁護士、民間ボランティアである保護司・人権擁護委員などを外部講師外部の講師を招いて、暴力防止、非行防止などに関する講話を行うことなどが考えられます。

また、暴力行為を軽く考えて、「こんなことになるとは思わなかった。」と後悔することのないよう、児童生徒には、自分の行動がどのような結果につながるのかを、機会を捉え様々な場面で伝えておく必要があります。

(4) 暴力行為の前兆行動の早期発見・早期対応

暴力行為の前兆行動とは、粗暴な言葉、相手を殴るような素振りや壊れない程度に物を蹴るといった振る舞い、まだ暴力を伴わないいじめといったものが考えられます。このような児童生徒の前兆行動を早期に発見し対応することが、暴力防止において重要です。

また、児童生徒の行動や学校、学級・ホームルーム全体の雰囲気を注意深く観察することに加えて、早期発見・早期対応のために必要なのは、アセスメントの充実です。アセスメントにおいては、児童生徒について、発達面はもちろん、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面などを多面的に見ていきます。下記のように様々な側面からアセスメントを試みる可以考虑が考えられます。

ア 学習面の遅れや進路の悩みが本人のストレスや自棄的な感情につながっていないか

イ 飲酒や薬物乱用などの問題が見られないか

ウ 自己中心的な偏った考え方に陥っていないか

エ 学校や地域における交友関係のトラブルやいじめなどの問題がないか

オ 家庭における大きなストレスや被虐待の問題がないか

カ 発達障害等の障害を背景とした二次的な問題が起こっていないか

しかし、学校だけではアセスメントや対応に限界があるため、例えば、発達障害等の障害を背景とする二次的な問題や精神疾患・薬物依存の症状としての粗暴な言動が疑われる場合には「医療機関等」との連携が、家庭に虐待や貧困の問題が疑われる場合には「児童相談所」や「地方公共団体の福祉部門」との連携が、地域の不良交友が懸念される場合には「警察」との連携が考えられます。非行傾向のある児童生徒については、「少年サポートセンター」や「少年鑑別所（法務少年支援センター）」などが保護者や学校からの相談を受け付けています。

学校外の専門的な知見を積極的に取り入れることによって、多面的で的確なアセスメントを行ったり、豊富な選択肢の中から最適な対応をとったりすることも必要です。

(5) 暴力行為が発生した場合の対応

暴力行為が発生した場合、暴力行為の被害を受けた児童生徒等の安全確保を最優先にし、手当を行う際、状況によっては、救急や警察にすぐに通報しなければなりません。

緊急を要しない場合でも、暴力行為が認められた場合には、早急に管理職の指示を仰ぎ、並行して保健室での手当、暴力行為に及んだ児童生徒・被害を受けた児童生徒等・目撃した児童生徒等からの聴き取り、関係する保護者への連絡、暴力行為の現場の保全と記録、警察への相談についての検討などを行わなければなりません。

聴き取りを通して丁寧な事実確認を行うことは、その後の被害を受けた児童生徒等のケア、暴力行為に及んだ児童生徒への指導、他の生徒への配慮、保護者への対応などが適切に行うことにつながるため必要不可欠です。

また、暴力行為はいじめに該当する場合も多いので、いじめ事案として対応することも必要です。

4 Q & A

【Q8】

どんなことに注意すれば、暴力行為の兆候がつかめますか。

【A8】

暴力行為の前兆行動としては、粗暴な言葉、相手を殴るような素振りや壊れない程度に物を蹴るといった振る舞い、じゃれあい、暴力を伴わないいじめといったものが考えられます。

次のようなことに注意して暴力行為の兆候をつかみます。その際、児童生徒の行動や学校、学級・ホームルーム全体の雰囲気を用意深く観察することに加えて、児童生徒の発達面、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面などを多角的・多面的にアセスメントをすることが重要です。

① 通学、朝の学級（ショートホームルーム）活動

- ・連絡のない欠席、遅刻、早退があり、理由を言わなかったり、つくろったりする。
- ・表情に元気がなく、浮かぬ顔でいる。
- ・友人を避けて通学する。極端に早く学校に来たり、極端に遅く帰ったりする。通学路を変える。

② 授業中

- ・ぼんやりしたり、どことなく落ち着かず、集中力がなく、うつむいている時間が多くなる。
- ・授業を無断で抜け出す。
- ・授業が始まってから一人遅れて教室に入ってくる。
- ・無口になり、学習意欲や成績が下がる。

③ 休憩時間・昼休憩

- ・人の近づく気配を敏感に感じ取り、何かにおびえている。
- ・誰かに呼び出され、浮かぬ顔をして教室を出て行く。
- ・教職員に何か相談したい様子で、職員室の前をうろうろしていたり、何度も保健室に行ったりしている。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり、擦り傷や打撲の痕がある。
- ・トイレ、校庭の隅などに集団でかたまっている。
- ・交友関係が急に変わった。

④ 家庭

- ・イライラして急に反抗的になったり、急に口数が少なくなったりして、元気がなくなる。
- ・怪我等を隠すため、家族の前で着替えをしなくなる。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり、擦り傷や打撲の痕がある。
- ・学校を無断で早退したり、帰宅時間が変わる。
- ・夜間に電話やメールが頻繁にあったり、外出が多くなる。

【Q 9】

暴力行為の兆候をつかんだとき、どのような指導・支援をしたらよいですか。

【A 9】

次のような指導を行います。

- ① 特定の児童生徒が被害を受けている兆候がある場合は、迅速に、面接、家庭訪問などを行い、状況を把握し指導します。学校をあげて被害児童生徒を守ることを最優先します。
- ② 被害児童生徒が特定できない場合は、全校児童生徒に対して、個人面接をしたり、アンケートを行うなど事実の把握に努めます。また、保護者などに、気になることの情報提供を依頼します。
- ③ プロジェクトチームをつくり、指導方針を協議し職員会議などをとおして教職員が共通認識をもつよう取り組んでいきます。また、保護者、警察など関係機関と連携して情報収集を行い、取り組んでいきます。
- ④ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動をとおして、児童生徒が暴力行為を自分自身の問題としてとらえ、暴力のない学校にしていこうよう指導します。

【Q10】

繰り返し暴力行為を行ったり、教職員に暴力をふるう場合はどのようにしたらよいですか。

【A10】

暴力行為が続き、教職員の制止をきかなかったり、教職員に暴力をふるう場合は、プロジェクトチームをつくり、組織的に対応します。また、PTA集会などを行って現状や取組の方針を説明して、状況の理解を求めるとともに、保護者に学校に来てもらい、校内を見回ってもらったり授業を見てもらうなどの協力を求めます。

入院、治療が必要であったり、学校だけの指導では解決が困難であると考えられたりする場合は、迅速に、警察など関係機関と協力して取り組みます。状況によっては、保護者と連携し被害届を出します。

【181 ページのフローチャートへ】

Ⅲ 少年非行事案への対応

【ポイント】

- ・ 非行に対する対応は、学校内での指導だけでなく、児童生徒や保護者の私生活にも関わるため、非行の定義と手続を正確に理解し、事実を適切に把握して記録することが重要である。
- ・ 非行に対応するためには、内容等に応じて様々な関係機関が関与する必要がある。
- ・ 学校は、児童生徒理解を深め、保護者との協働を前提にして、非行に対する適切な指導や支援を提供し、生徒指導を行うことが大切である。また、非行の未然防止に向けて、全ての児童生徒を対象に、非行に誘われた際などの対応の仕方を伝えるなど、規範意識の醸成を図り、非行の未然防止教育に焦点を当てて行うことが重要である。

1 基本的な考え方

- (1) 学校における非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導と保護者への助言が中心となりますが、非行の内容に応じて様々な対応が必要になります。
- (2) 愛情の欲求不満を募らせた児童生徒に対して、厳しく罰するだけでは、かえって課題となる言動を繰り返す悪循環に陥らせてしまいます。そのため、児童生徒に寄り添い、しっかり耳を傾け、その背景にある課題を把握した上で、児童生徒が納得するように論じながら指導することが大切です。
- (3) 指導を効果的に行うためには、児童生徒と教職員の関係性が重要です。自分を理解してくれていると児童生徒が感じることで、徐々に信頼関係を築くことができるようになり、やがて指導も効果を持つようになります。

2 留意点

- (1) 非行が意味するものは多様ですが、校内の指導にとどまらず、児童生徒やその保護者の私生活も関係機関の介入の対象となります。
- (2) 非行の定義と手続を正確に理解し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが求められます。
- (3) 非行に対しては、市町村と児童相談所、児童福祉施設、警察や少年補導センター、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護観察所など、様々な関係機関が持つ権限を理解し、効果的な連携を活用した取組が求められます。
- (4) 学校としては、児童生徒理解と保護者との協働を前提に、生徒指導を行います。

3 少年法の非行

- (1) 少年非行に関して基本になるのが、「少年法」、「児童福祉法」、「少年警察活動規則」等です。
- (2) 「少年法」は、少年の健全な育成を期し、非行少年に対して性格の矯正と環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的にしています。
- (3) 少年法第3条は、非行のある少年を以下の三つに分けており、それぞれについて異なる取扱いを定めています。
 - ア 14歳以上で犯罪を行った少年(犯罪少年)
 - イ 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年(触法少年)
 - ウ 保護者の正当な監督に服しないなどの事由が認められ、今後犯罪少年や触法少年になるおそれのある18歳未満の少年(ぐ犯少年)

4 少年非行への基本的対応

(1) 正確な事実の特定

- ア 事実の特定とは、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、行ったのか(5W1H)、といったことを確認するだけでなく、それらについて、本人や保護者が認めているのかを確認します。
- イ 児童生徒との面接は、まずは客観的事実の把握が目的であり、児童生徒自らの言葉で話してもらうことが重要です。
- ウ 聴き取りの対象が複数である場合、全員を同席させて聴取することは適切ではありません。事案発生時に全員が同じ場にいたとしても、見聞きしたことや、記憶した内容は異なる可能性があります。自分が記憶していない内容を他の児童生徒が話しているのを聞くことで、自分の記憶であるかのように記憶を書き換えてしまう可能性が生じます。また、同席する他者の意向を気にして、正確な事実を話しにくいこともあります。
- エ 聴取を受けた児童生徒は、自分が話した内容が他者や保護者に伝わるのではないかと心配することがあります。このような場合は、心配する気持ちを理解し、児童生徒本人にとって望ましい形となるように教職員同士が話し合うことを伝えとともに、児童生徒の希望に沿うよう最大限の努力をすることが必要です。

(2) 本人や関係者の言い分の聴き取りと記録

本人や関係者の言い分をしっかりと聴き取る際には、その内容を、正確に時系列を追って記録しておくことが必要です。特に非行事実の有無や指導の内容に関しては、後日紛糾する可能性があるという視点を持ち、記録に基づく的確な指導を行います。

(3) 非行の背景を考えた指導

ア 何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、改めて非行の背景を考えることが必要です。どのような非行にも本人にとっては何かしらの意味があり、それを明らかにしないまま行っただ指導は、かえってマイナスになることに留意します。

イ 児童生徒の発達に課題がある場合や、保護者の監護力の背景に様々な困難のある場合などでは、本人の攻撃性や被害経験、対人関係等をよく観察して、指導を考えます。そのため、SCやSSWと協働したアセスメントの充実と、医療や福祉などの外部機関との連携が求められます。

ウ 被害者を念頭においた指導

非行の結果、被害者が出る場合もあります。この場合、加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落とさないように注意します。なお、被害者が児童生徒（他校生である場合も含む）であれば、いじめに該当するという視点で対応することが不可欠です。

5 喫煙・飲酒の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 未成年の喫煙・飲酒は法律で禁止されており、絶対に許されないことを児童生徒に指導します。また、事情を承知の上で親権者や監督すべき立場にある者が、未成年者の喫煙・飲酒を制止しなかったり、販売者が販売したりしたときは、処罰の対象となることが定められています。教職員は、喫煙・飲酒の防止について指導する責任があります。児童生徒に対しては、社会の一員として社会のルールを守る大切さを自覚させることが大切です。

イ 未成年にとって、飲酒は少量でも急激に酩酊させ人体への悪影響がある場合もあること、また、喫煙も生活習慣病にかかりやすくなるなど健康への悪影響があること、さらに、喫煙・飲酒は年齢が低いほど習慣化しやすく依存性が強くなることなどに気づかせる指導を徹底します。

ウ 特に、他の課題となる言動で補導された児童生徒の喫煙経験率が、補導されたことのない児童生徒に比べて大変高くなっており、喫煙と他の課題となる言動との間には高い相関関係があります。これらのことについて、保護者に説明し、喫煙防止のために協力を求めるなど、未然防止と早期の指導を徹底します。

エ 校内外における望ましい生活の在り方や社会のルールを守ることの大切さについて、日常的な指導を徹底します。また、児童生徒自身に、喫煙・飲酒をなくすためにはどうしたらよいかを考えさせたり話し合わせたりさせ、喫煙・飲酒を許さない集団をつくる意欲と行動力を育成することが大切です。

(2) 留意点

ア 喫煙・飲酒に対する指導を行うに当たっては、自らが社会の一員であるという自覚を深めさせ、法律の主旨と自己責任を理解させる必要があります。

イ 児童生徒や保護者に、喫煙・飲酒の身体に対する有害性について明確なデータを示しながら科学的に認識させ、さらに、20歳未満の喫煙や飲酒は「ゲートウェイドラッグ」と呼ばれており、他の薬物使用への入り口となりやすいことに触れ、問題意識を喚起することが大切です。

ウ 学級（ホームルーム）活動などで、ロールプレイングやディベートなどを行うことをとおして、喫煙・飲酒を勧められたときに、断固として断ることのできるスキルの育成や望ましい人間関係の育成を図ることが大切です。

エ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動などで、喫煙・飲酒の問題点について話し合わせ、児童生徒自身に自分たちで学校から喫煙・飲酒をなくす機運を高めるよう指導します。

オ 喫煙、飲酒防止教育は、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科において取り組むことになっています。特別活動はもとより、道徳科、総合的な学習（探究）の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行うことが大切です。

カ 常習者に対しては、喫煙や飲酒の背景にある児童生徒の心理状態や人間関係、社会環境が影響していることをふまえて、家庭と連携するとともに、医療機関と連携することも考慮する必要があります。

キ 家庭や地域と協力して喫煙・飲酒を許さない環境や雰囲気をつくり、未然防止と早期発見・早期指導に努める必要があります。

ク 校外指導連盟、学校警察連絡協議会、少年補導補助員連絡協議会などと連携して校外指導を積極的に進めます。

ケ ニコチンを含まない電子タバコであっても、煙吸引の練習となり、たばこ使用につながることを児童生徒が使用する前に理解できるよう未然防止の観点から指導することが大切です。

6 Q & A

【Q11】

喫煙をしているのを見つけたとき、どのような対応・指導を行えばよいですか。

【A11】

喫煙の現場を見つけたとき、「喫煙は絶対に許さない」という毅然とした態度で、現認した事実を児童生徒に伝えけるとともに、所持しているタバコ（紙巻タバコ、加熱式タバコ、水タバコ、無煙タバコなど）、ライターを本人の意思で出させるよう指導するなど、その場で的確に指導することが大切です。その後、なぜ喫煙したのかななどを明らかにし、保護者と連携をとり、指導します。

電子タバコ（タバコ類似製品）も喫煙を連想させる製品であり、タバコの喫煙を助長させる恐れが考えられるため、同様に指導を行います。

また、教職員全員が校内研修などで喫煙現場を見つけたときの対応について確認しておき、全員が同じ姿勢で指導をしていくことが大切です。

【Q12】

喫煙をした児童生徒と同じ場所で話をしていたなどの児童生徒には、どのように対応・指導したらよいですか。

【A12】

次のような様々な状況があり、慎重に事実関係や人間関係を把握して指導することが必要です。

- ①たまたまそのときは喫煙を終えていただけで、少し前に喫煙をしていた。
- ②喫煙はしなくとも、仲間の喫煙を容認していた。
- ③喫煙用具を所持していた。
- ④無理やりその場に付き合わされていた。
- ⑤力関係で見張り役をさせられていたなど、背景にいじめがある。

それぞれの場合について事前に明確な指導方法を確認しておき、児童生徒や保護者に説明しておくことが必要です。

特に、無理やり付き合わされていたり、いじめがある場合には、望ましい人間関係がつかれるよう指導したり、いじめをなくす指導を行います。また、喫煙をする児童生徒と同じ場所にいることの問題点について、保護者に理解してもらうことが大切です。

【二十歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律】

第一条 二十歳未満の者は煙草を喫することを得ず

第二条 前条に違反したる者あるときは行政の処分を以て喫煙の為に所持する煙草及器具を没収す

第三条 未成年者に対して親権を行ふ者情を知りて其の喫煙を制止せざるときは科料に処す

② 親権を行ふ者に代りて未成年者を監督する者亦前項に依りて処断す

第四条 煙草又は器具を販売する者は二十歳未満の者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする

第五条 二十歳未満の者に其の自用に供するものなることを知りて煙草又は器具を販売したる者は五十万円以下の罰金に処す

第六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が其の法人又は人の業務に関し前条の違反行為を為したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に対し同条の刑を科す

7 薬物乱用の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 薬物乱用は、医薬品を医療の目的から外れて使用したり、医療が目的ではない薬物を不正に使用したりすることを言い、薬物の不正な使用については、年齢にかかわらず「覚醒剤取締法」、「麻薬及び向精神取締法」などの法律で禁止された行為です。

イ 薬物乱用は、心身が発達途上にある児童生徒にとって深刻な健康影響を及ぼすほか、家族や友人との関係の崩壊、自身の犯罪行為の拡大など深刻な心理社会的影響を及ぼします。特に大麻乱用を中心に若年層への薬物乱用の拡大が懸念されており、喫煙や飲酒も含め、自身や周囲の人間、ひいては社会秩序の崩壊へとつながり得る非行としてしっかりと受け止めて対応することが求められます。

(2) 留意点

ア 薬物乱用は、従来、青少年による有機溶剤（シンナー等）の乱用が大きな問題となっていました。検挙者は近年ほとんど見られていません。一方で大麻の20歳未満の者の検挙者数は平成25年以降増加が続いています。

イ 10代においては、一般用医療品の乱用が問題視されています。大麻の使用経験のある中学生は、使用経験のない中学生に比べ、学校で孤立していたり、家庭でのコミュニケーションが十分に取れていなかったりする可能性が指摘されています。児童生徒が、学校や家庭で孤立していないか、十分に注意しながら異変に気付くよう努めることが求められます。

8 Q & A

【Q13】

薬物乱用があった場合、どのように対応したらよいですか。

【A13】

- ① 校長の責任のもとに、薬物乱用から児童生徒を守るための方針や対策が適切に決定され、全教職員に周知徹底し、共通理解が図られていることが重要です。
- ② 具体的な指導方法や方針については、保護者にも十分に周知徹底され、協力が得られるようにする必要があります。また、児童生徒からの悩みや問題に対しては、積極的に受け止めることができる教育相談体制を確立することも重要です。さらに、薬物乱用などの問題が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するための指導方針と体制が整備されていることも必要です。
- ③ これらの取組によって、児童生徒の安全と健康を守り、薬物乱用からのリスクを最小限に抑えることができます。

薬物を乱用した児童生徒には、家庭や警察など関係機関と密接に連携して取り組みます。また、プライバシーに配慮した上で専門家の助言を得ながら、薬物などの有害性について正しく理解させるとともに、それに至った心情や背景に迫りながら、粘り強く取り組みます。

【186 ページのフローチャートへ】

9 窃盗・万引き・金銭(品)強要・暴走族等の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 窃盗・万引き等の盗みに対しては、家庭と協力して重大な犯罪行為であることを認識させるなどの予防的な指導が重要です。また、盗みを行った児童生徒に対しては、その背景を把握するとともに、再発防止の指導を行うことが必要です。特に、初期の指導が再発防止の観点から大変重要です。

イ 金銭(品)強要は、力関係の優位を利用して相手に脅威をあたえ、金銭(品)を強要する行為であり、絶対に許されない犯罪行為です。金品を強要されたりしやすいので、交友関係や生活態度等について十分な指導を行うとともに、万一被害を受けた場合は、自分だけで解決しようとせず、速やかに保護者や学校等に相談するよう指導します。また、学校だけの抱え込みになることのないよう、警察など関係機関とも積極的な連携を図ります。

ウ 暴走行為は、道路交通法に違反しているばかりでなく、騒音や走行方法などで他に大きな迷惑をかけ、自他の生命の安全を脅かす許すことのできない犯罪行為です。

暴走族等については、暴走行為や集団的暴行事件などの集団的な違法行為を犯すだけでなく、特殊詐欺をはじめとした各種の犯罪のきっかけになることもあります。さらに、SNSを通じて暴走行為への参加を募る実態も確認されており、これらの行為は共同危険行為で検挙されるケースもあります。

(2) 留意点

ア 窃盗・万引きは、初発型非行であるため、善悪の判断や自制心・公德心などの道徳意識を高め、窃盗は犯罪であることを自覚させるとともに、特に、家庭、地域及び関係機関等との連携を密にして、校外における課題となる言動を未然に防止する指導を行います。

イ 児童生徒が、悩みや不安などを気軽に相談できる教育相談体制の整備を行います。また、窃盗・万引きを繰り返す児童生徒は、不安等様々な要因を抱えている場合もあり、相談機関と連携して取り組む必要があります。

ウ 学校が保護者と協力して、金銭（品）強要は絶対に許さないという規範意識を持たせるよう指導し、日常的に、児童生徒の欠席、遅刻、早退、授業の状況、態度や服装の変化、友達との会話などの人間関係や小さな変化を見逃さない態勢をつくっておきます。

エ 金銭（品）強要が起こった場合は、個人面接やアンケートを行うなど、事実を明らかにして、毅然とした態度で取り組みます。また、インターネット上で金銭問題や詐欺に巻き込まれたり、被害の程度によっては、警察など関係機関と連携して取り組みます。

オ 暴走族等を結成させないよう、暴走行為の危険性等を十分理解させ、家庭及び関係機関とも十分に連携を行い、指導します。「暴走族等を結成しよう」と誘われる等の児童生徒や保護者からの相談に応えるために整備した電話相談体制を活用するよう周知します。

【Q14】

校内で盗難があった場合、どのように対応したらよいですか。

【A14】

次のような取組を行います。

- ① 事件発生時の児童生徒の動きや被害の実態を、迅速に把握します。
- ② 全校集会や学年集会などを開いて、このような犯罪行為は絶対に許されないこと、被害者の心情をおしはかること、正直に名乗り出ること、何か知っていることがあれば申し出ることなどを指導します。
- ③ 被害が児童生徒の場合、被害児童生徒の保護者には、早急に事実を報告し、学校の指導方針を説明して理解を得ます。被害の状況も踏まえ、警察への相談を勧めます。
- ④ 被害児童生徒・保護者の警察への相談後、被害児童生徒・保護者の了承を得て、警察と連携します。
- ⑤ 校内であったことについて、各学級（ホームルーム）活動で話し合い、どうしたら盗難がなくなるかを考えさせ実行させます。
- ⑥ 貴重品の管理や不要な物品は学校に持ってこないことや自分の持ち物には名前を書くことなどを指導します。
- ⑦ 教室の移動の際には施錠を行い、やむを得ず持ってきたお金はできるだけ担任や教科担任などに預けるなど、貴重品や金銭の管理について工夫します。
- ⑧ 校内体制を整え、組織的に校内巡回指導を行います。

【182 ページのフローチャートへ】

【Q15】

校内で盗難が起きたとき、警察に指紋をとってもらってもよいですか。

【A15】

盗難は、犯罪であることから、警察と連携することが基本です。被害者が児童生徒である場合は、保護者と連携することが必要です。

被害届については、盗難品が学校所有であれば校長、教職員所有であれば教職員本人、児童生徒所有であれば児童生徒又は保護者が出すことになります。

指紋採取を行うかどうかは、警察の判断であり、捜査の過程で必要が生じたときは、警察の捜査に協力します。

なお、校内での盗難について、捜査上必要があるときは指紋を採取する場合もあることを、あらかじめ教職員や児童生徒、保護者に周知しておくことが大切です。

【Q16】

窃盗・万引きをした児童生徒に対して、どのように指導したらよいですか。

【A16】

窃盗・万引きの動機には、「遊び感覚やスリルを求めるもの」、「衝動的なもの」、「仲間内での自分の位置を高めるためのもの」、「何でもよいからうっぷんを晴らしたりするもの」などが多く見られます。これらの児童生徒には、罪の意識が薄かったり、見つからなければ何をしてもいいと考えたりするなど規範意識が低い場合が多くあります。窃盗・万引きは犯罪行為であることを自覚させ、家庭と連携して毅然とした態度で指導し、自己責任をとらせるよう指導します。

また、中には仲間にやらされていたり、仲間はずれになることをおそれて窃盗・万引きを行ったりする児童生徒もいます。窃盗・万引きは、どんな理由があっても絶対許されない犯罪行為であることを自覚するよう指導するとともに、人間関係の問題やいじめや金銭（品）強要がある場合は、背景などを明らかにしながら集団へ取り組みます。

窃盗・万引きに対して、「お金を払いさえすればよい」という保護者に対しては、お金を払うことだけで、全てを解決しようとするのは間違っており、また、こうした解決方法をとることは、善悪を判断できず、社会に対して正しい責任をとれない人間にすることを、理解してもらうよう粘り強い指導を継続します。

※ 生徒指導資料N o. 26「万引きなど窃盗等の実態と対応について」

(平成 16 年 11 月広島県教育委員会)

【刑法】（窃盗）

第 2 3 5 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

（令和 4 年改正、施行日：令和 7 年 6 月 1 日）

第 2 5 4 条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（令和 4 年改正、施行日：令和 7 年 6 月 1 日）

【Q17】

暴走行為や暴走族などへの加入の疑いがある場合に対して、どのように対応したらよいですか。

【A17】

暴走行為は、道路交通法違反だけでなく、他者に迷惑をかけ、安全を脅かす犯罪です。暴走族などの集団行動は、違法行為や特殊詐欺などの犯罪にも結びつくことがあります。児童生徒には暴走行為の危険性を理解させ、家庭や関係機関と協力して指導します。

また、電話相談窓口を周知することも重要です。これらの取組によって、暴走行為を未然に防ぎ、児童生徒の安全と社会の安全を確保することが重要です。

相談窓口

（ア）県教委暴走族相談電話（月～金、9:00～17:00 TEL：082-227-5034）

（イ）ヤングテレホン（24 時間 TEL：082-228-3993）

11 現代的な課題

(1) 闇バイト

闇バイトとは、単なるアルバイトではなく犯罪であり、その実態は、指示役が青少年を使い捨ての実行役として利用するものであり、これに関わることが取返しのつかない結果を招くことを児童生徒に伝えていくことが重要です。

(2) 闇バイトに応募し、犯罪行為に加担するまでのパターン

ア 自らSNSで「高額報酬」等を検索・応募

イ 犯行グループから連絡が入り、以降、匿名性の高いアプリでやりとり

ウ 犯行グループに言われるがまま自らの個人情報を送信

エ 犯罪行為への加担を拒否すれば、犯行グループが個人情報を基に脅迫
(警察庁 「犯罪実行者募集の実態～少年を『使い捨て』にする『闇バイト』の現実～」参照)

(3) 匿名・流動型犯罪グループ

匿名・流動型犯罪グループとは、令和5年7月に警察庁が、「SNSを通じて募集する闇バイトなど緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す集団」と定義した組織犯罪の類型と言われます。略称は匿流（とくりゅう）。

(4) 匿名・流動型犯罪グループの特徴

ア 自分たちでグループ名を名乗っていない。匿名性の高いSNSで実行役を集めるため、指示役を特定しづらい。

イ 流動性が高い

- ・メンバーが入れ替わる。
- ・実行役を使い捨てる。

ウ 児童生徒をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策

- ・児童生徒本人からの前兆行動を把握し、SC・SSWや警察を含む関係機関等と連携し、アセスメントを行うこと。
- ・警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等について児童生徒に情報発信する「非行防止教育」等を実施することが有効であること。
- ・非行防止教育を行う際には、警察庁発行「犯罪実行者募集の実態～少年を『使い捨て』にする『闇バイト』の現実～」事例集も活用しつつ、所轄の警察署とも連携して、積極的に「闇バイト」の問題についても取り扱うこと。

Ⅳ 性に関する事案への対応

【ポイント】

- ・性に関する課題への対応では、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することができ、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりを進めることが必要である。
- ・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性について正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することが大切である。
- ・「生命（いのち）の安全教育」は、生命の尊さを学び、性暴力について正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手を尊重する態度などを発達段階に応じて身に付け、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育と啓発を行うことである。

1 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすため、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

令和2年には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が策定され、令和5年には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定されています。この方針を踏まえ、児童生徒が生命（いのち）を大切にし、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することが求められています。

2 学校における性に関する指導

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性について正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施し、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとされています。

【指導上の留意点（以下の点を踏まえ計画的に実施）】

- ・発達の段階を踏まえること
- ・学校全体で共通理解を図ること
- ・保護者の理解を得ること
- ・事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と、個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくこと

3 性に関する課題の早期発見・対応

(1) 早期発見と早期対応の基本

課題予防的生徒指導の観点から、教職員は、児童生徒の表情や態度などを通じて発する何らかのサインに気付けるよう努め、気付いた際は、事態を深刻化させないためにチーム支援に基づく迅速な対応を行うことが必要です。

(2) 養護教諭と他の教職員との連携

養護教諭は、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や様子の観察から、いじめや虐待などの問題や性的虐待、性被害などを発見することがあります。そのため、対応に当たっては、養護教諭と関係する教職員が情報の共有を図り、緊密な連携に基づく支援を行うことが重要です。

また、問題への対応に当たっては、情報を教職員間で共有する場を設け、生徒指導部や教育相談部、保健部などのそれぞれの組織が情報を共有し、役割を分担した上でチームとして取組を進めることが重要です。

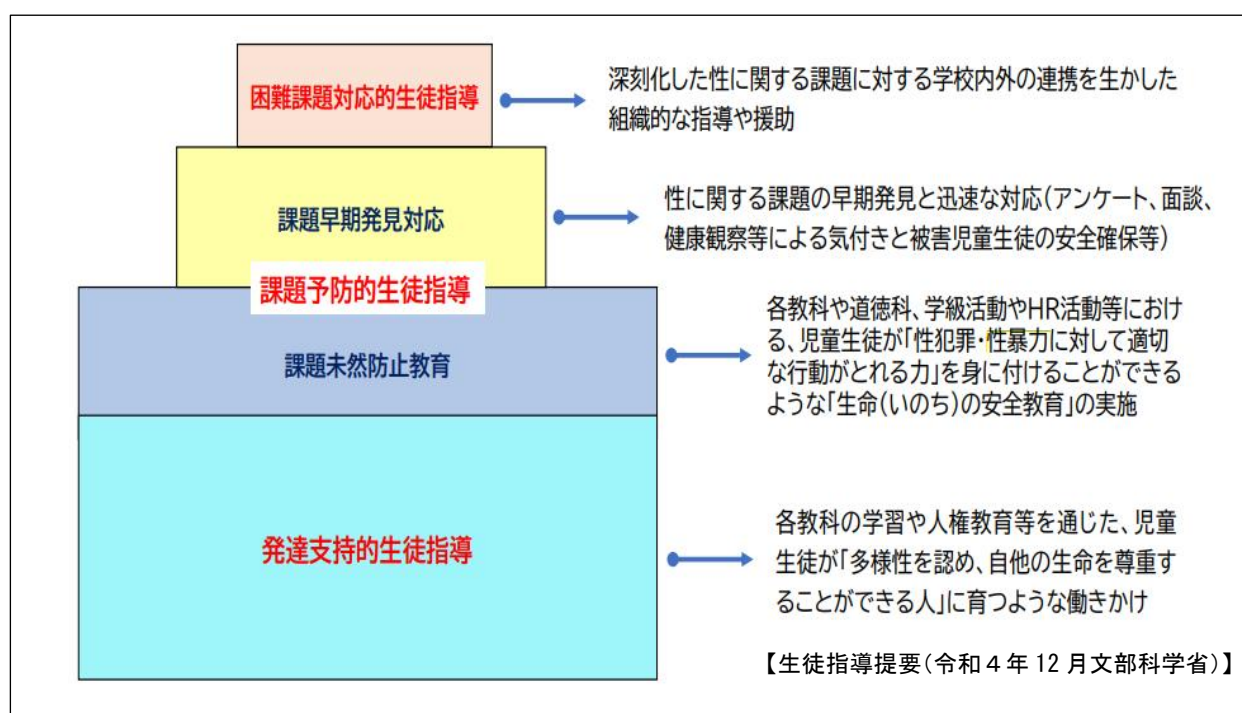
(3) 地域ぐるみの援助

学校、家庭、地域が一体となって、緊密な連携の下に児童生徒の健全な成長を支えるために、地域ぐるみの青少年育成活動が展開される必要があります。

4 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

性犯罪・性暴力には、性的虐待、デートDV、SNSを通じた被害、セクシャルハラスメントなどがあります。

DVとは、配偶者など親密な間柄の相手から振るわれる暴力のことで、特に、交際相手との間に起こる暴力のことを「デートDV」といいます。暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など、様々な種類があります。性的暴力としては、性行為を強要する、避妊に協力しない、裸の撮影を強要するなどの行為を挙げることができます。



性犯罪・性暴力に関する対応について、発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

(1) 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にも、被害者にも、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくとともに、児童生徒や社会に対して、次のメッセージを送り続けることの重要性が示されました。

- ・生命（いのち）の尊さや素晴らしさ
- ・自分を尊重し大事にすること（被害者にならない）
- ・相手を尊重し大事にすること（加害者にならない）
- ・一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）

このような「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠です。

「生命（いのち）の安全教育」では、どのような被害が起きているのかを正しく理解した上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に着けることができるよう、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて展開されます。

なお、生命の安全教育指導の手引きの「生命の安全教育の推進に当たっての留意事項」を踏まえた対応が必要となります。

(2) 性的被害者への対応

被害に遭った児童生徒に対しては、誤った指導を行うことで二次的な課題が生じたり、トラウマの影響を見過ごしたり、無自覚に当該児童生徒を傷つけたりしてしまう危険性があるため、最大限に配慮することが求められます。また、学校が抱え込まずに、関係機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携することが大切です。

【児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント】

- ① 被害開示を受けた場合、児童生徒が安心して話せる場所に移動します。
最初の段階では「誰に何をされたか」を聴き取り、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と繰り返し伝え、最後に「話してくれてありがとう」と伝えます。児童生徒が自発的に被害を話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴き取ることが求められ、児童生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すことが大切です。詳細については無理に聴きすぎず、「性的な被害を受けた」ことが聴ければ、警察等の関係機関に通告をすることになります。また、家族や、他の教職員、関係機関とどこまで情報を共有してよいのかということについて、本人から同意をとります。
- ② 聴き取りの際、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避けます。
- ③ 被害開示を受けた教職員は、感情的な対応にならないよう留意します。
- ④ 他の教職員に同じ話を聴かれて被害体験を思い出させられることは、トラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまう可能性もあります。繰り返し同じ話を聞くことは避けるようにします。聴き取りの際は、児童生徒が信頼できる複数の教職員（ＳＣ、ＳＳＷ等を含む。）が対応するようにします。
- ⑤ 障害のある児童生徒等については、個々の障害の特性や状態等を踏まえた対応が求められます。

(3) 性的被害者の心身のケア

性的虐待や性的被害などに遭遇した児童生徒は、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）を引き起こすことも多く、心身に及ぼす影響は深刻なものが多いため、慎重な対応が求められます。早期に専門家に相談し、その上で、養護教諭、学級・ホームルーム担任、学校医、ＳＣやＳＳＷなどが連携して援助していくとともに、関係機関や医療機関などと連携して対応に当たることが大切です。

また、被害児童生徒の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童生徒の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを、教職員が理解することも大切です。

5 「性的マイノリティ」に関する対応

性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。生物学的な性と性別に関する自己意識（以下「性自認」という。）と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必

要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であることを示す概念とされています。

性自認、性的指向及び性同一性障害に関して、L G B Tと呼ばれることがあります。Lがレズビアン（Lesbian 女性同性愛者）、Gがゲイ（Gay 男性同性愛者）、Bがバイセクシャル（Bisexual 両性愛者）、Tがトランスジェンダー（Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人）、それぞれ4つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉です。また、「性的マイノリティ」は、この4つのカテゴリーに限定されるものではなく、L G B Tのほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在します。なお、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の英語の頭文字をとった「S O G I」という表現が使われることもあります。

(1) 「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応

性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたことです。性的指向などを理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成29年に改定し、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが追記されました。教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。

(2) 「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する教育相談体制等の充実

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするために、教職員は児童生徒の思いを受け止めるに当たって次の点などに留意する点があります。

ア 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。

イ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが大切です。教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般について、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。

ウ 当該児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「支援チーム」をつくり、「支援委員会」（校内）や「ケース会議」（校外）等を適時開催しながら対応を進めるようにします。教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意しつつ、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し、チームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、取組を進めます。

エ 学校生活での各場面における支援の一例として、表に示すような取組が、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考になります。学校においては、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

【性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例】

項 目	学校における支援の事例
服 装	・自認する性別の服装・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

オ 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更などを行った者から卒業証明書などの発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応します。

(3) 「性的マイノリティ」に関する学校外における連携・協働

ア 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安などを受容している場合は、学校と保護者が緊密に連携しながら支援を進めることが必要です。保護者が受容していない場合にも、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減するとともに、いじめや不登校等の未然防止を進めることを目的として、保護者と十分に話し合い、可能な支援を行っていくことが大切です。

イ 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭等を対象とした研修などが考えられます。また、学校の管理職についても研修などを通じ適切な理解を図るとともに、学校医やＳＣを講師とした研修などで、性の多様性に関する課題を取り上げることも重要です。

ウ 医療機関による診断や助言は、学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者などに対する説明材料にもなります。また、児童生徒が性に違和感を持つことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識を持っているとは限らず、そもそも性同一性障害なのか、その他の傾向があるのかも判然としていない場合もあることなどを踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関との連携を図ることが重要です。医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則ですが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合でも、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることはその後の有効な支援に結び付きます。

V インターネット・スマートフォン等に係る事案への対応

【ポイント】

- ・インターネット・スマートフォンに係る問題として、ネットいじめ、誹謗中傷、リベンジポルノ、長時間利用による生活への支障などが挙げられ学校や教職員がインターネット問題に対応するための理解が必要である。
- ・未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処が重要であり、保護者や地域との連携が必要である。
- ・インターネット問題への対応には、法的な対応が必要な指導、学校における指導、家庭への支援などが含まれ、関係機関との連携が必要である。

1 基本的な考え方（関連法規・基本方針等）

- (1) 平成 20 年に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにし、青少年の権利の擁護に資することを目的としています。本法において、保護者には、子供のインターネットの利用を適切に管理することなどが求められています。また、18 歳未満の青少年が携帯電話を利用する場合は、保護者と携帯電話インターネット接続事業者は、フィルタリング利用を条件としなければならないことが定められています。各事業者はフィルタリングを無料で設定するなど、これまでも産学官を挙げた対策により成果を上げてきましたが、保護者の同意があれば設定しなくてよいとされています。

また、平成 24 年頃からスマートフォンが利用されるようになると、Wi-Fi やアプリ経由でのアクセスなども可能になったため、制限が難しくなっています。

- (2) 平成 15 年に成立した「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（通称：出会い系サイト規制法）は、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童生徒を保護し、もって児童生徒の健全な育成に資することを目的としています。

- (3) 平成 13 年に成立した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」は、ウェブページで権利侵害があった場合、プロバイダ（サーバの管理者・運営者、掲示板管理者などを含む。）の損害賠償責任の制限と、発信者情報の開示を請求する権利などを定めることを目的としています。

プロバイダは事実を知らなければ賠償責任を負わないとされているため、当事者から依頼を受けて適切な措置をとった後、情報を非公開にしたり、削除したりします。なお、被害者が開示請求できる発信者の情報には以下のようなものがあります。

- ・発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名、名称、住所
- ・発信者の電子メールアドレスや、侵害情報に係る IP アドレス
- ・IP アドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

- (4) 平成 26 年に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）では、児童ポルノ（18 歳未満の男女の、ことさらに性的な部位が露出されたり強調されたりしているもの等）を自己の性的好奇心を満たす目的で所持すると罪に問われることがあります。また、18 歳未満の者の裸等を携帯電話等で撮影する行為は、「児童ポルノの製造」に当たるとされています。
- (5) インターネット上の書き込みで名誉毀損罪（公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損）や侮辱罪（事実を摘示せずに、公然と人を侮辱）に問われることがあります。
- (6) 学校での携帯電話等の持込みについては、令和 3 年 3 月 22 日付け広島県教育委員会教育長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を発出しており、小・中学校は原則校内持込禁止、高等学校は原則校内使用禁止、特別支援学校は実態を踏まえて判断することとし、中学校については条件を満たすと持込みができることなどを示しています。

2 留意点

- (1) インターネットは匿名で様々な行為をすることが可能です。そのため子供たちはインターネット上で、リアルの生活では行わないような、好ましくない行為や場合によっては法に触れる行為を行ってしまうことがあります。その結果、ネットいじめなどの人間関係上のトラブルや、ネット上での誹謗中傷やネット炎上などの犯罪につながる行為に発展することも珍しくなく、注意が必要です。
- (2) インターネットの拡散性に留意が必要です。インターネットの投稿は、一度発信されると瞬時に広がり、削除することができないので、「デジタルタトゥー」と呼ばれています。SNS や動画共有アプリのコメント欄などは、匿名で書き込めるため、躊躇なくひどい誹謗中傷が行われることもあります。さらに多くの人が目にするため、拡散性が高く、炎上状態になり、個人が特定されることも珍しくありません。その場合には、子供の将来に深刻な影響を及ぼすことも起こり得ます。また、交際していた相手の恥ずかしい写真を、別れた腹いせにインターネット上で拡散する等のトラブルは「リベンジポルノ」と言われています。
- (3) 無料通話アプリや SNS での交流が中心となり、これらは基本的に記名が必要となるため、直接的な攻撃よりも、グループから外したり、対象をぼかしたりすることが多くなっています。スマートフォンが主流の今も、ネット上で名指しで攻撃される場合もあります。被害者が「公然と攻撃してよい対象」と認識されてしまっている可能性が高いからです。24 時間逃げ場がなく、拡散性が高いので、あっという間に広まり、すぐに深刻な事態に発展することが少なくありません。

- (4) SNSでのやり取りや動画視聴等が長時間に及び、生活に支障が出ることがあります。こうしたネットの長時間利用により日常生活に支障が出るような状態については、生徒指導上の課題として捉えることも状況によっては必要になります。

3 インターネットをめぐる課題に対する対応

各学校においては、教職員がインターネットをめぐる課題への対応についての理解を深めた上で、児童生徒がインターネット問題の対応についての知識を身につけるように働きかけるとともに、インターネットトラブルを生まない環境づくりを目指すことが不可欠です。加えて、トラブルが発生しても自分たちで解決できる人間関係づくりや教職員への相談体制の充実を図り、さらに課題解決に向けて児童生徒と教職員、保護者及び地域等が連携して対応できるシステムづくりを推進するような体制を整備することが急務です。学校及び学校の教職員には、以上を踏まえて、未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処の三つの局面において、計画に基づく取組を進めることが求められます。

(1) 前提としての方針確認

インターネット問題については、教職員の間で認識の違いが大きく、感情的で個人的な見解に固執して方向性が定まらないことも多いため、定期的の方針を確認する必要があります。時代の変化を踏まえつつ丁寧な議論を重ねていくことが不可欠ですが、以下のような前提を確認しておくことが求められます。

ア 法に基づく対応

インターネット利用の基本は、法律等である程度定められています。各学校等における極端な制限・禁止や、ネット利用の過度の推進については慎重な態度が必要です。

イ GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の扱い

GIGAスクール構想により、学校の授業等で1人1台端末が活用されています。自宅等で自分の端末を利用する際と学校配付の端末で利用する際には、管理方法等に違いが生じます。学校配付の端末は、学習で利用することを目的として整備されたツールであり、フィルタリングや機能制限は、児童生徒の発達段階や情報活用リテラシーの習熟度合も踏まえながら、学習での利用に必要な範囲に定めることができます。チャット機能等、児童生徒が端末を使ってやり取りをする場面では、教職員が児童生徒の書き込みを確認できるように設定するなどの配慮が必要です。さらに、端末利用に際して、学校等は明確なルールを提示し、保護者の理解を得ておくことも不可欠です。

(2) インターネット問題の未然防止

ア 教育課程全体での未然防止

インターネット問題は、学校や教職員が事態を把握することさえ難しく、気付いたときには取り返しのつかない、大きな問題に発展していることもあります。そのため、各学校においては、情報モラル教育などを通して、未然防止の取組を講じることが重要です。特定の時間だけでの指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断して未然防止に取り組むことが必要です。SNS等で学校外の不特定多数を巻き込んでいる事案、法に触れてしまっている事案など、インターネット問題は、学校内だけでは解決が難しい場合もあります。したがって児童生徒自身が、インターネットが広く社会全体につながり、リアル社会と同じように法律で制御されていることをしっかりと把握する必要があります。法的制裁の対象になっていないことであっても、道義的に許されないこともあるため、ネット利用上のマナーについても理解することが必要です。

イ 児童会、生徒会で取り組む未然防止

児童生徒の帰宅後のインターネットの利用状況について、教職員が十分に把握することは困難です。したがって、インターネットの利便性や影響について児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持つことが求められます。また、そのことは、高度情報化社会を生き抜いていく児童生徒にとって重要な経験となります。児童生徒が、学級・ホームルームや児童会・生徒会等で議論しながら主体的にルールを定めることは、児童生徒がルールを守ることの重要性を自覚するきっかけになります。

(3) インターネット問題の早期発見

ア 早期発見の基本的な考え方

インターネット問題が起きた場合、SNS等で広がった後で、学校や学校の教職員が知ることが少なくありません。多くの場合、児童生徒が事前に知っていて対応に苦慮しているにもかかわらず、どこに相談するべきかわからなかったり、教職員が対応してくれるのか、相談する事で大きくならないかといった不安があったりすることから、学校や学校の教職員に相談しないでいるようなことも少なくありません。そのため、まず教職員がインターネット問題に興味を持ち、児童生徒のインターネット利用実態の変化に敏感であることが必要です。さらにインターネット問題だけではなく、日常の些細な困難や悩み事を気軽に教職員等に相談できる信頼関係を築くことと、この問題に特化した相談窓口整備を含めたシステムを構築することが求められます。インターネット問題は、SNS等、多くの人が目にする場所で起きることが多いので、発見ルートとして、本人からの訴えや当該保護者からの訴えだけではなく、級友等からの報告も重要です。また、ネットパトロール等、外部の機関の協力を得ることも重要な方策です。

イ 保護者や地域への啓発活動

インターネット問題には、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要があります。危険性の周知だけではなく、フィルタリング等の普及やルールづくりの必要性を伝えておくと、早期発見につながる場合があります。児童生徒への周知に加えて、リーフレットなども活用しながら、保護者等に対してもフィルタリング設定の必要性やパスワードの扱いなどについて伝えておくことが必要です。

ウ 学校、家庭、地域での居場所づくり

各種調査から、学校、家庭、地域に居場所がない児童生徒が、逃げ場としてインターネットを利用していることが分かってきています。そのため、児童生徒が安心できる居場所づくりに取り組むことも重要です。

(4) インターネット問題への適切かつ迅速な対処

ア 対応原則の共通理解

インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先します。インターネット上の情報は拡散性が強いので、一刻を争う事態も少なくありませんが、まず当該児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが必要です。当該児童生徒の意向を把握しないで、学級会や学年集会、保護者集会等を開催して解決に向かおうとすると、信頼の喪失につながることもあります。法的な問題に直面することもあるので、専門家の見解を踏まえながら、対応の方針について具体的な方策を提示し、児童生徒や保護者に選択させることも重要です。近年、インターネット問題として学校及び学校の教職員が、生徒指導事案として対応を求められていることは、次の三点に大別できます。

(ア) 法的な対応が必要な指導

- ・違法投稿（著作権法違反、薬物等）
- ・ネット上の危険な出会い
- ・ネット詐欺
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自画撮り被害等）

※迷わずに、警察等の専門家に早急な対応を求め、加害、被害を問わず、児童生徒を違法状態から救い出さなければなりません。

(イ) 学校における指導等

- ・誹謗中傷、炎上等悪質な投稿、ネットいじめ

放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるので、関係機関等と連絡を密接に取り合いながら対応を進める必要があります。誹謗中傷やなりすまし事案への対応では、インターネットに精通した専門家の支援の下、児童生徒自身や保護者から削除要請しなければならないこともあります。

(ウ) 家庭への支援

- ・家庭でのルールづくり
- ・児童生徒の孤立状況の把握・サポート

イ 対応方針の前提

(ア) 情報収集と丁寧な聴き取り

インターネット上には膨大な情報があふれており、被害者、加害者がどの程度の影響を受けているのか、又は及ぼしているのか当事者自身が把握できないなど、インターネットに関する問題は、全貌が分かりにくいのが特徴です。そのため、一部の情報やコメントだけで方針を決定するのは危険であり、不断の情報収集と丁寧な聴き取りが必要になります。

また、児童生徒の事案の認知状況によって対応が大きく変わってきます。インターネットにおける問題は、被害者・加害者に加え、その他の学年・学校の児童生徒にも急速に広がることもあり、広く児童生徒への周知及び指導が必要な場合もあります。方針確定のために周囲の児童生徒への聴き取りが必要な場面も少なくありませんが、そのことによってデリケートな個人情報が流布してしまい、さらにSNS等で拡散されることもあるので、慎重な対応が必要です。

(イ) アセスメントに基づいた対応方針のすり合わせ

丁寧な情報収集によるアセスメントに基づいて、対応方針をすり合わせる必要があります。学年等での教職員間の対応を統一しておくことは必須ですが、異なる自治体の児童生徒が関わることも珍しくないため、その際には学校と教育委員会等や学校間で連携を図り対応していくことも必要になります。

ウ 具体的な対応方法

(ア) 法的な対応が必要な指導

違法な投稿は、学校だけの指導では完結しません。速やかに関係機関と連絡を取り合って対応することが、児童生徒を守ることに繋がります。

a 違法投稿（著作権法違反、薬物等）

児童生徒が著作権法違反や違法薬物に関する投稿をしていることを把握した場合、まず警察や消費生活センターなどの関係機関と連絡を取り合い対応します。詐欺行為への加担が発生した場合には、関係した児童生徒だけではなく、学校全体に周知し、加害者及び被害者が増えることを食い止めなければなりません。

b ネット詐欺

ネット詐欺により、金銭が絡む事案が発生した場合、警察だけではなく、消費生活センター等とも協働することで、事態が解消に向かうこともあります。特に未成年者が間違ってお金を使った場合には、民法第5条における未成年者取消権を使うことができる場合もあります。

c ネット上の危険な出会い

面識がない人とインターネット上でのやり取りをすることが特別なことではなくなっており、インターネット上の知り合いに誘拐される事件等が発生しています。共通の趣味を持つように装う、悩みの相談に乗るなど、言葉巧みに児童生徒を信用させ、最終的に児童生徒が自ら会いに行こうとする場合もあります。児童生徒のインターネットでの言動がヒントになる場合が多いため、ネットの利用状況について、気になる状況を把握した場合には、学校において注視するとともに、早期に組織的に情報を共有しておくことも必要です。

d 児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自画撮り被害等）

自画撮り被害とは、18歳未満の者が自分の裸の画像等を撮影させられた上、SNS等で送られる被害です。これらの被害はSNSに起因するケースが多く、相手方が性別や年代を偽る「なりすまし」により児童生徒に接触してきたり、また、一度送信した画像は広く流布されたりする可能性があることから、こうした事案を例に、インターネットの匿名性や拡散性のリスクについて児童生徒に理解を促すことも重要です。

(イ) 学校における指導等

a 誹謗中傷、炎上等悪質な投稿

児童生徒がインターネット上で誹謗中傷を受けたり、自分の投稿に対して批判や悪口を数多く書かれたりすることがあります。内容や状況によっては、学校及び教職員等は、本人又は保護者の意向に応じて、「インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内」を参照するなどして、適切な相談窓口を伝える等の手助けをすることが求められます。

b ネット起因の人間関係のもつれ

インターネット上の書き込みをきっかけに児童生徒間の人間関係がこじれることがあります。SNSでのやりとりは基本的に文字を中心としたコミュニケーションであるため、勘違いや間違った思い込みをきっかけにトラブルに発展することも珍しくありません。インターネット上で過激な表現を用いた直接的な言葉の攻撃に加え、不特定多数の人が目にするような場所に誰がターゲットか一見分からないような言葉を書き込んだり、特定の人物を除いたメンバーでやり取りしたりすることが増えています。イン

ターネット上での人間関係のもつれは、その記録を何度も見直すことができるため、怒りが持続し、さらに広く児童生徒のコミュニティに拡散されてしまい、解決が困難になるため、文字でのコミュニケーションの難しさ等について、あらゆる教育活動を通じて啓発、指導していくことが求められます。

(ウ) 家庭への支援

a 消費生活センターとの連携

児童生徒がインターネット上で、保護者に無断でお金を使うことがあり、詐欺だけではなく、金銭問題に巻き込まれることもあります。学校や教育委員会等において当該事案を把握した際には、抱え込むのではなく、早期に消費生活センターへの相談を勧めるなどの支援を行うことも必要です。

b 相談機関の周知

インターネット上で様々な問題に直面した際には、上記関連機関に加え、相談内容に応じて各種相談窓口に問い合わせることも考えられます。居住地にどのような関係機関や相談窓口があるかを、相談機関一覧表を配付するなどして、児童生徒や保護者に周知しておくことも大切です。

4 Q & A

【Q18】

携帯電話やスマートフォンを利用することで生起する生徒指導上の課題には、どのような事案がありますか。

【A18】

携帯電話・スマートフォンには、児童生徒が犯罪等に巻き込まれたり、保護者や教職員の知らない間に有害情報等にアクセスしたりするなど、児童生徒の健全な育成を阻害するなどの課題があります。例えば、次のような事例があります。

- ① どんなときにも携帯電話・スマートフォンを手放せず、極度に依存してしまった。
- ② 誹謗中傷等をSNSに書き込み、相手を深く傷つけるなどのいじめに発展した。
- ③ マッチングアプリ等を通じて知り合った人から、売春を強いられた。
- ④ 自殺の方法に関するサイトなどをきっかけに、オーバードーズ（薬の過剰摂取）、自傷行為等の危険な行為に走った。
- ⑤ 違法薬物の販売や闇バイトなど犯罪に関する情報を入手した。

【Q19】

SNS上に誹謗・中傷の書き込みがあったという相談を受けました。どのように対応すればよいですか。

【A19】

児童生徒や保護者から相談があった場合は、次に示す手順で迅速に対応します。

- ① 誹謗・中傷の書き込み等の相談があった場合、その内容を確認し、プリントアウトやスクリーンショットをするなどして内容を保存するよう、保護者に促す。
- ② SNSの管理者に削除を依頼する。困難な場合は警察に相談する。

VI 命に関わる事案への対応

【ポイント】

- ・平成18年に自殺対策基本法が成立して以降、日本全体の自殺者数が減少しているなかで、小・中・高校生の自殺者数は増加傾向である。
- ・自殺予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることの二点である。
- ・自殺の危機の高まった児童生徒から発せられる自殺のサインに気付くためには、深い児童生徒理解のもと、大人が自殺のサインを知っておくこと、そして児童生徒の日常をしっかりと見た上で、何らかの違和感を覚えた時は空振りを感じることなく関わっていくことが大切である。

1 自殺対策基本法の成立と改正までの経緯

日本の年間自殺者数が平成10年に急増し、その後も自殺者数3万人台が続くという深刻な状況に直面し、自殺予防は社会全体で取り組むべき課題であると明確に位置付けられました。

全体の自殺者数が減少している中で、若い世代の自殺は増加傾向を示し、平成20年以降の小・中・高校生の自殺者数は年間300人から500人の間で推移し、自殺死亡率は、多少の凸凹はあるものの、一貫して上昇傾向にあります。また、10代の死因の第1位が自殺なのは先進7カ国の中で日本のみであり、その死亡率も他国に比べて高いものとなっています。このような状況の中で、平成28年に自殺対策基本法が改正され、若い世代への自殺対策が喫緊の課題であるという認識から、学校は心の健康の保持に係る教育又は啓発等を行うよう努めるものとされました。

さらに平成29年に改正された「自殺総合対策大綱」においては、社会に出てから直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）等の推進が求められ、各学校が自殺予防教育に取り組むことが努力義務として課せられています。

自殺予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」と「援助希求的態度の促進（相談する力）」を身に付けることの二点です。

2 自殺予防のための組織体制

(1) 自殺予防のための教育相談体制の構築

きめ細かな継続的支援を可能にするには、校内の教育相談体制を基盤に、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むことが必要です。そのためには、校内研修会などを通じて教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を築くことが求められます。

第一に、児童生徒が課題や悩みを抱えたときに対応するための既存の組織である、生徒指導部や教育相談部などを、自殺予防の観点から見直し、教育相談機能の実効性を高める必要があります。

第二に、教育相談コーディネーターと養護教諭を構成メンバーの核として位置付け、各学年や生徒指導部・保健部などの他の校務分掌と連携した体制づくりを目指すことが望まれます。

3 児童生徒の自殺の原因・動機

厚生労働省（「令和元年版自殺対策白書」）が警察庁の原因・動機別自殺者数の平成 21 年～平成 30 年の 10 年間の累計をまとめた結果によると、児童生徒の自殺の原因・動機は特定が難しく、約半数は特定されない状況にありますが、原因・動機が特定されたなかで、比率が高い上位三項目を挙げると、以下のとおりです。

- (1) 小学生男子では、「家族からのしつけ・叱責」（42.9%）、「学校問題その他」（17.9%）、「学業不振」・「その他学友との不和」（ともに 14.3%）です。女子では、「親子関係の不和」（38.1%）、「家族からのしつけ・叱責」（33.3%）、「その他学友との不和」（14.3%）です。
- (2) 中学生男子では、「学業不振」（18.7%）、「家族からのしつけ・叱責」（18.1%）、「学校問題その他」（12.3%）です。女子では、「親子関係の不和」（20.1%）、「その他学友との不和」（18.3%）、「学業不振」（14.0%）です。
- (3) 高校生男子では、「学業不振」（18.2%）、「その他進路に関する悩み」（16.4%）、「うつ病」（8.7%）です。女子では、「うつ病」（18.3%）、「その他の精神疾患」（12.1%）、「その他進路に関する悩み」（11.8%）です。

小学生では「しつけ・叱責」や「親子関係の不和」など「家庭問題」の比率が高いという特徴が見られます。中学生では、「家庭問題」に加えて、「学業不振」や「学友との不和」など「学校問題」が高いという特徴が見られます。高校生も、中学生と同様に「進路に関する悩み」や「学業不振」など「学校問題」の比率が高いという傾向は変わりませんが、うつ病や統合失調症などの精神疾患に関する「健康問題」が、女子を中心に急増する点に特徴が見られます。

学校のみでは対応が難しく家庭への働きかけが不可欠であるケースが少なくないことから、地方自治体や保健所などと連携し、児童生徒のみならず保護者を対象に自殺予防の普及啓発のための研修会などを行うことも必要です。

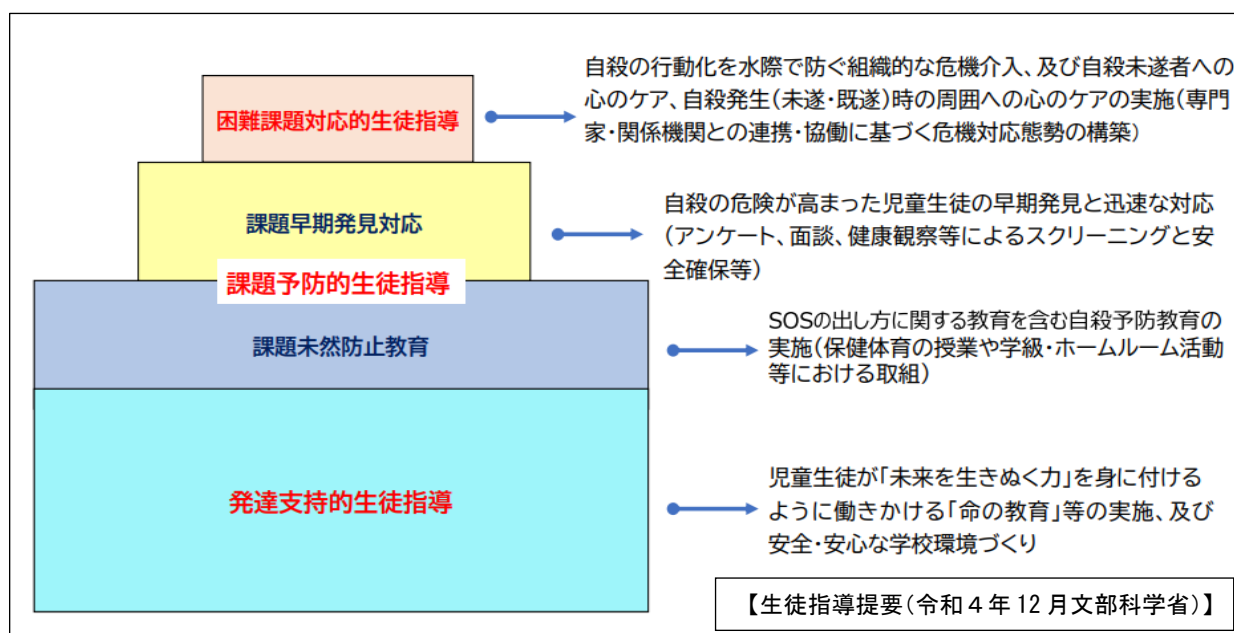
また、「子どもの自殺防止のための手引書」では、大人と比較して、子供の自殺に際立つ特徴として、唐突で衝動的であること、致死度の高い手段であることなどが挙げられています。

自殺をする子供の特徴の分かりにくさや衝動性の高さを考えると、自殺のサインに気付くためには、深い児童生徒理解のもと、大人が自殺のサインを知っておくこと、そして児童生徒の日常をしっかりと見た上で、違和感を覚えたときは空振りを恐れることなく関わっていくことが大切です。

4 自殺予防に関する生徒指導の重層的支援構造

(1) 生徒指導の重層的支援構造

自殺予防に関する重層的支援構造は以下のとおりです。



(2) 自殺予防につながる発達支持的生徒指導

自殺予防につながる発達支持的生徒指導の方向性は、自殺に迫いつめられたときの心理的危機に目を向け、危機的な心理状況に陥らないような、また、陥ったとしても抜け出せるような思考や姿勢を身に付けることが自殺予防につながると考えられます。そのような態度や能力を「未来を生き抜く力」として児童生徒が身に付けられるように、日常の教育活動を通じて働きかけることが大切です。

また、文部科学省(平成26年)の「子供に伝えたい自殺予防」において、児童生徒を対象とする自殺予防教育の目標としては「早期の問題認識(心の危機に気付く力)」と「援助希求的態度の促進(相談する力)」の二点が示されています。心の危機についての正しい知識と理解を持ち、困ったときに相談できる援助希求的な態度がとれるようになれば、自分の危機の克服と友人の危機への支援が可能となり、自殺予防に限らず、生涯にわたる心の健康(メンタルヘルス)の保持につながると考えられます。

(3) 自殺の未然防止教育

自殺予防教育の目標として示されている「早期の問題認識」と「援助希求的態度の促進」の二点に焦点化して取り組む授業である「核となる授業」を実施するに当たっては、各教科等の特質を踏まえた上で、自殺予防教育の目標や内容との関連から効果的に実施できる教科等を決定し、学校の実情、児童生徒の実態に合わせて、組織的、計画的に取り組を進めることが望まれます。

例えば、「心の危機理解」については、高等学校保健体育科の「精神疾患の予防と回復」や中学校保健体育科「欲求やストレスへの対処と心の健康」、小学校体育

科保健領域の「心の健康」、あるいは「総合的な学習（探究）の時間」等において実施することが考えられます。その際、保健体育科の教員や学級・ホームルーム担任と養護教諭やＳＣ、ＳＳＷ等が協働で授業づくりを行うなどの工夫が必要です。

また、実施の際には、予期せぬ反応や事象が起きる可能性も十分に考慮して、以下の通り適切な前提条件を整えた上で、効果的かつ安全な教育を進める必要があります。

実施前に関係者間で自殺予防教育の内容の検討や必要性についての共通理解を図るとともに、保護者や地域、関係機関等の理解や協力を得て、合意形成を進める必要があります。

事前に生育歴も含めて児童生徒の状況をアンケート等で把握し、ハイリスクな児童生徒へのフォローアップ体制を整えておき、無理に授業に参加させない配慮も考えられます。

(4) 自殺の危機の高まった児童生徒の早期発見対応

自殺の危機の高まった児童生徒から発せられる自殺のサインに気付くためには、多角的・多面的な視点から生徒をとらえ、児童生徒理解を深めておくことに加えて、表面的な言動だけにとらわれず、大人が自殺のサインを知っておき、児童生徒の日常をしっかりと見た上で、何らかの違和感を覚えたときは空振りを恐れることなく関わっていくことが大切です。

また、自殺の危険に気付いたときは「ＴＡＬＫの原則」を参考に児童生徒の声をしっかりと「聴く」ことが何より大切です。

【自殺直前のサイン】

- ・これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- ・いつもなら楽々とできるような課題が達成できなくなる
- ・成績が急に落ちる
- ・身だしなみを気にしなくなる
- ・行動、性格、身なりが突然変化する
- ・自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする
- ・不眠、食欲不振、体重減少など身体の不調を訴える
- ・家出や放浪をする
- ・乱れた性行動に及ぶ
- ・アルコールや薬物を乱用する
- ・自傷行為が深刻化する
- ・自殺をほのめかす
- ・別れの用意をする（整理整頓、大切なものをあげる）など

【TALK の原則】

Tell

心配していることを言葉に出して伝える。

Ask

「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。

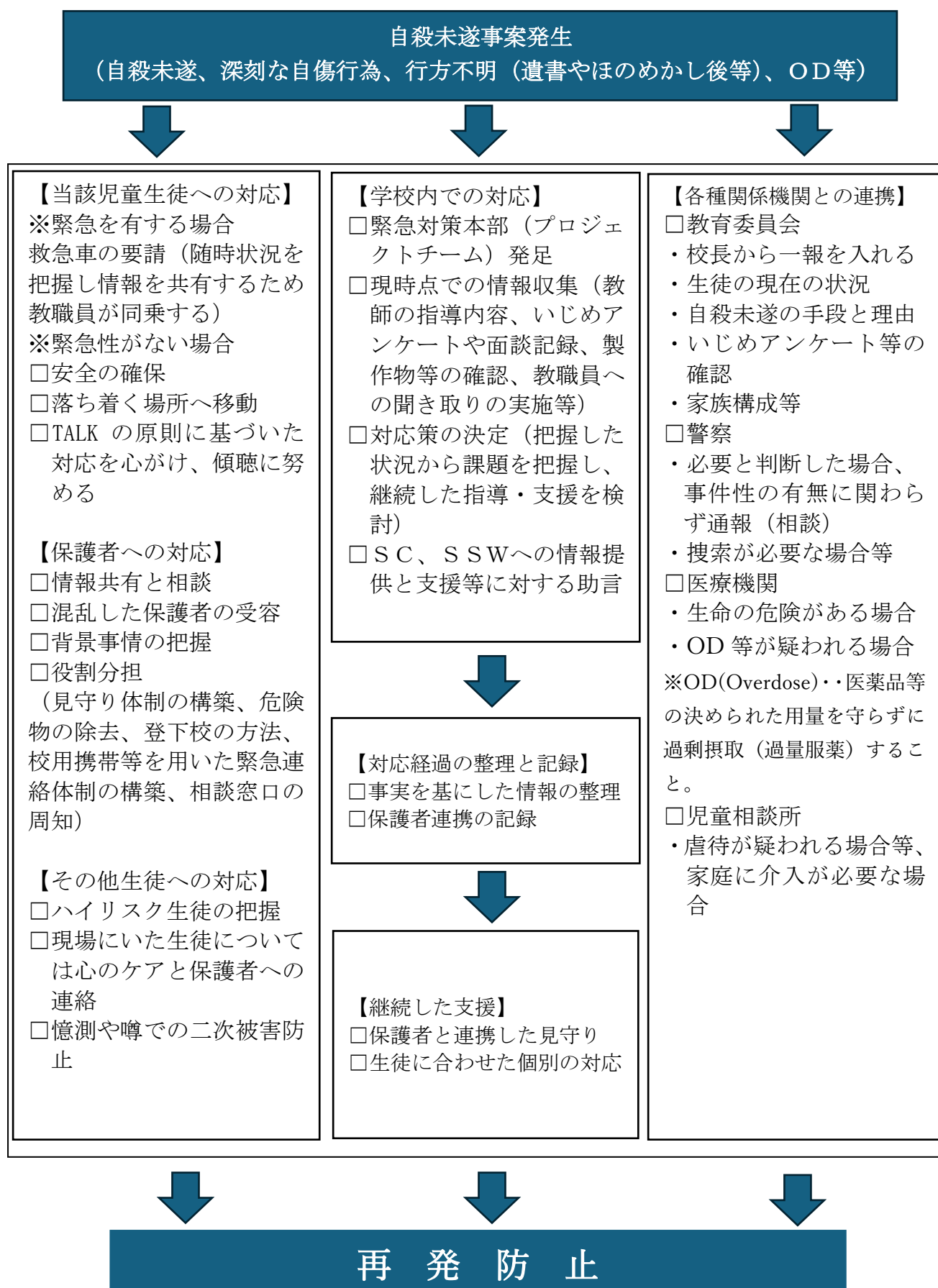
Listen

絶望的な気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしたりせずに訴えに真剣に耳を傾ける。

Keep safe

安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。

(5) 自殺行動が生じた場合の困難課題対応的生徒指導



5 Q & A

【Q20】

「誰にも言わないで」と訴える児童生徒には、どのように対応したらよいですか。

【A20】

児童生徒が「死にたい」と訴えてきたり、手首の傷あとなどから自殺の危険の高いことを知ったとしても、本人が「他の人には言わないで」などと訴えてくることがよくあります。そして、そのことを知った教師だけでただ見守っていくというような対応に陥りがちですが、相談を受けた際には、児童生徒の口止めの背景にどのような思いがあるのかを丁寧に探りながら、先生一人では心配していることを抱え込めないことを一番に伝えた上で、どのような連携先があるかを伝え、選択できるように話をしていくことが大切です。相談を受けた者は、TALKの原則をふまえて児童生徒の状況や背景を聴き取り、適切な連携先を提示していくことが求められます。

実は、児童生徒が恐れているのは自分の秘密が知られることではなく、それを知った際の周りの反応なのです。子供は、大人の過剰な反応にも、そして、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つきます。

児童生徒のいるところで、保護者に、過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに児童生徒の心のうちを理解してほしいと伝え、児童生徒は安心します。また、学校では、守秘義務の原則に立ちながら、どのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができるかが大きな鍵となります。

今後の児童生徒との関係が崩れてしまうことを危惧して、秘密のままにしておかなければならないと考えてしまいがちですが、命以上に優先するべきものはありません。

【Q21】

児童生徒のSOSに気づく校内体制は、どのように整えたらよいですか。

【A21】

自殺のサインのなかには、児童生徒であればそれほど珍しい変化ではないと思われるものもあるため、児童生徒の日常をしっかりと見た上で、何らかの違和感を覚えたときには空振りを恐れずに関わっていくことが大切です。

そのため、相談窓口の機能に加えて、日ごろから教職員が子供のSOSを受け止める力や感性を高めるために、校内研修等を実施して理解を深めておくことが必要です。

また、教育相談コーディネーターを中心とした連携体制を整え、教職員間での情報共有の徹底や機会の確保を行い、多角的・多面的な深い児童生徒理解に基づき、早期発見につなげることが必要です。

特に新入生に対しては、合格者登校日や入学式に、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化することから、機会を捉えて相談窓口の周知や生活アンケート等を通して生徒の把握に努める必要があります。

教育相談体制の充実については、日々の授業や特別活動、部活動等のあらゆる学校生活の場面で、児童生徒が「相談してよかった、助けてもらった。」という成功体験を繰り返し積めるようにすることが大切です。

【Q22】

自殺予防教育は、何から始めたらよいですか。

【A22】

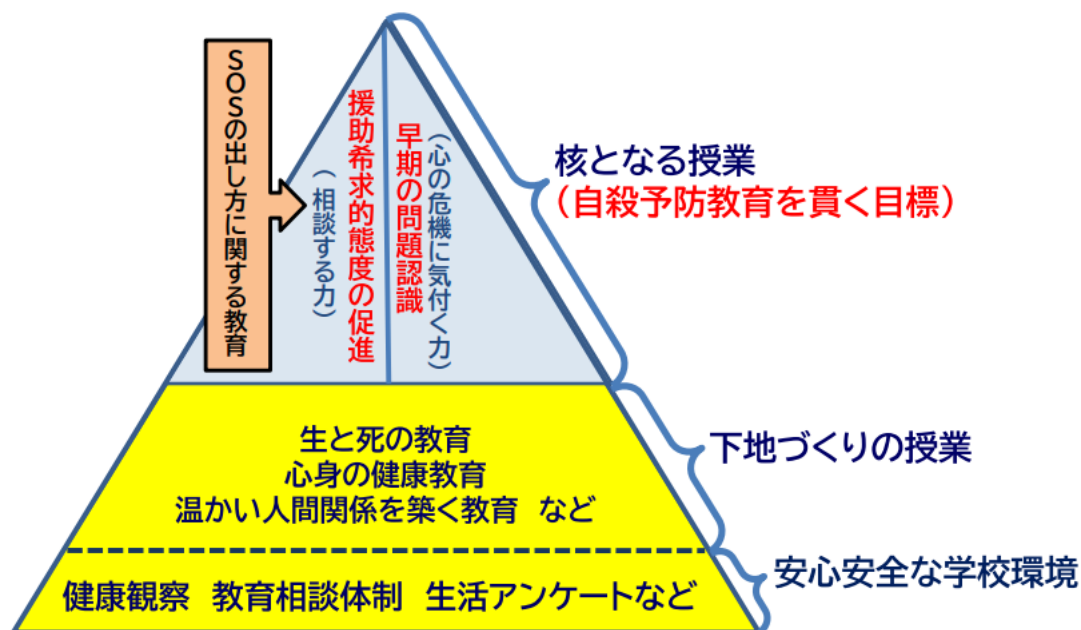
自殺予防教育では、児童生徒や保護者、教職員を対象に子供の自殺の実態、自殺のサイン、ストレスと自殺の関係、対応の仕方、地域の関連機関などについて取り上げます。

しかし、この全てを実施することは難しいので、まずは学校の抱えた問題や実態、児童生徒の状況に応じて、どの部分をいつ、どのように実行すると効果的かを検討してください。その際には、SCやSSW等からの視点を取り入れると、より効果的です。

実施の具体的な方法については、生徒指導からの講話や生徒指導便り等で適宜触れることや、長期休業前後のホームルームにおいて特設の自殺予防教育プログラムを実施することが考えられます。

その際には、実施前の関係者間での合意形成や適切な教育内容であるか、ハイリスク児童生徒へのフォローアップ態勢を整えておく必要があります。

児童生徒に身につけてほしい態度や行動は、一度ではなく、短時間で折に触れ思い出したり、実感したりすることで、生涯にわたって危機に対処するための土台を築くことにつながります。



【生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)】

VII 児童虐待への対応

【ポイント】

- ・児童虐待への対応は、虐待を受けた経験が、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼすことがあり得ることから、被害児童生徒の自立を支援することまでが目的となる。
- ・児童虐待を発見する上で、日々児童生徒と接する教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所又は市町村（虐待対応担当課）に通告し、福祉や医療、司法などの関係機関と適切に連携して対応することが求められる。

1 基本的な考え方

- (1) 児童虐待は、児童福祉法の理念に反し、児童（18歳に満たない者。以下「児童」という。）の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。
- (2) 教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、学校生活だけでなく、児童生徒（(1)の「児童」と区別し、小中高等学校及び特別支援学校に在籍する者）の日常生活についてもよく注意するなどして、日頃から児童生徒の状況の把握に努めることが大切です。また、児童虐待防止法に基づき、学校、教職員、教育委員会は虐待防止に努めなければなりません。学校に求められる役割は法律上次のとおり位置付けられています。
- (3) 虐待を受けた又はそのおそれがある「児童」が、自らその事実を訴えることは少ないことから、教職員は普段から児童生徒との信頼関係を築くように努めるとともに、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成することが大切です。
- (4) 学校は、地域の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に参加し、学校や教職員等に期待されている役割を確認するとともに、関係機関との連携を積極的に推進し、児童虐待防止とともに、虐待が起こった際の対応についての取組を充実させる必要があります。
- (5) 教職員は、虐待を受けた「児童」を発見した場合には、速やかに市町の虐待対応担当課や県のこども家庭センター（児童相談所）又は福祉事務所へ通告しなければなりません。また、児童虐待の疑いがある場合には、確証がなくても通告しなければなりません。
通告後は速やかに設置者である教育委員会に連絡します。

2 留意点

- (1) 教職員は、児童虐待を発見し、こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関に通告した後も、継続して、関係機関と連携します。
- (2) 学校を長期間にわたって欠席している児童生徒の中には、虐待を受けている場合も考えられることから、児童生徒に直接会えないなど児童生徒の状況が把握できない場合には、学校は、こども家庭センター（児童相談所）や警察等の関係機関と連携して家庭訪問などを行います。

児童生徒の欠席が7日以上続くときは、学校は、理由のいかんにかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することとなっています。
- (3) 虐待を受けている児童生徒の安全確保を第一に考えます。そのため加害者の元から避難している児童生徒の居住や、被害者を支援している人の氏名等が、加害者に知られないように、情報の保護に配慮します。

【学校における早期対応について（指針）平成27年3月31日 文部科学省】

① 日常の体制

- ・教職員が「組織」として情報共有し、対応できる体制を構築する。
- ・子供のSOSを受け止める信頼関係を構築するとともに、相談窓口を周知する。
- ・自身や友人に「被害のおそれ」があるときは信頼できる身近な大人に相談するよう指導する。
- ・警察署や少年サポートセンターとの連携体制（学警連携協議会）を整備する。都道府県警本部と教育委員会等との間で学警連絡協定の締結等を行う。
- ・学校と保護者や地域住民等との連携・協働体制を構築（コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、学校支援地域本部、家庭教育支援チーム等を活用）する。

② 欠席時の対応 ※原則として対面で安全を確認する。

【連続欠席3日（目安）】

- ・連続欠席等が3日間になった場合、担任・養護教諭等がチェックし、管理職へ報告する。

【連続欠席7日】

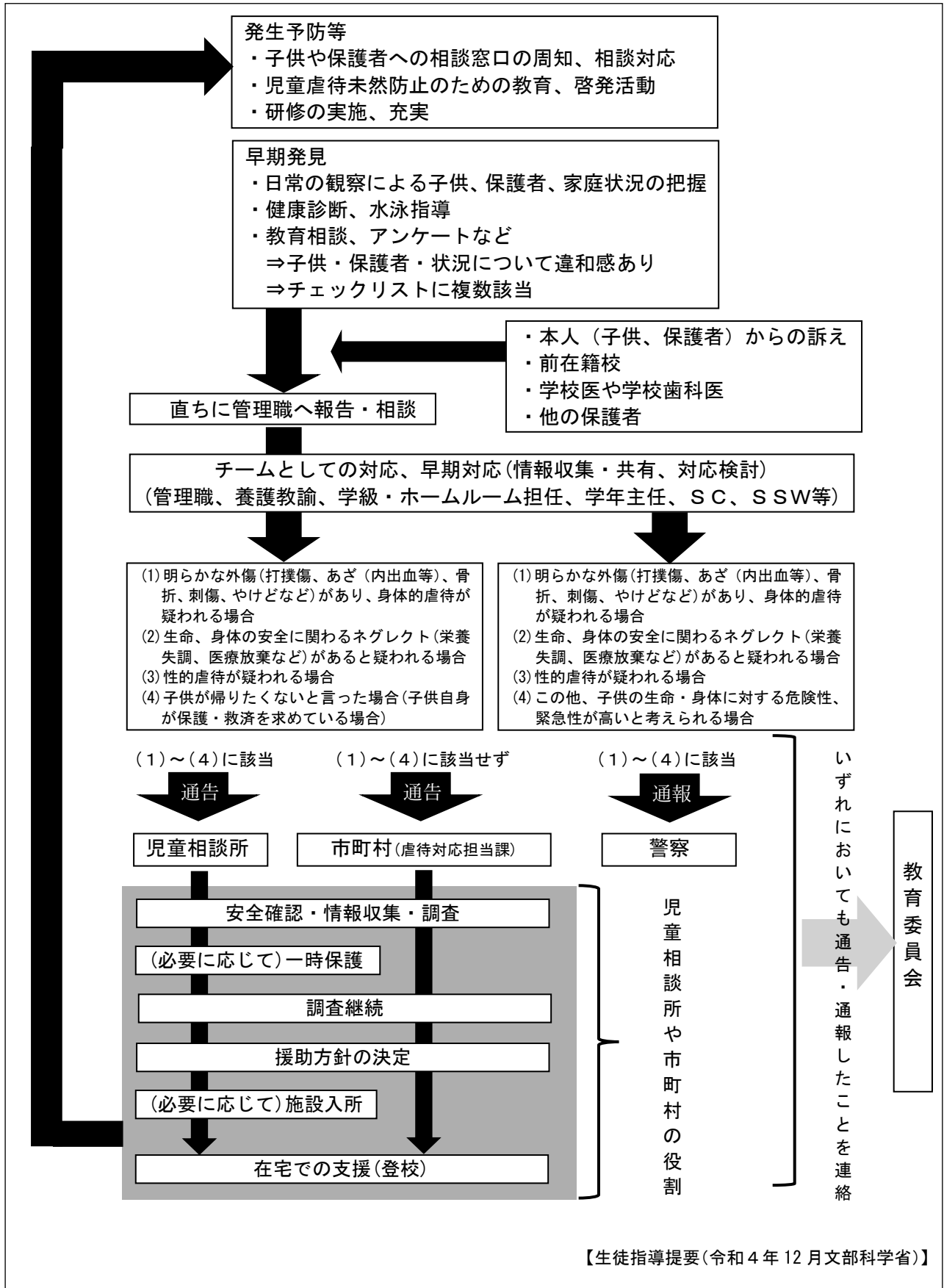
- ・連続欠席等が7日間になり、正当な事由（児童生徒の病気や事故等）がない場合、管理職は速やかに設置者に通知する。

③ 学校・設置者は速やかに支援体制を構築するとともに、以下のような場合等に応じて、関係機関とも連携しつつ対応する。

- ・所在不明の場合
- ・家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合
- ・非行グループ等と関係がある場合
- ・欠席が続く場合

※事件性がある場合は直ちに警察へ相談・通報、児童虐待が疑われる場合は直ちに市町村・児童相談所へ相談・通告する。

【学校における虐待対応の流れ】



児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）

最終改正：令和 4 年 12 月 16 日法律第 104 号

第 1 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第 3 条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第 5 条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告（要保護児童発見の通告）とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

3 Q & A

【Q23】

児童虐待には、どのようなものがありますか。

【A23】

児童虐待には、大きく分けて、次の4種類の行為があります。

① 身体的虐待

「児童」の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【具体的な行為】

首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、煙草の火を押し付ける、冬戸外にしめだす、一室に拘束するなど

※外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷など

② 性的虐待

「児童」にわいせつ行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

【具体的な行為】

「児童」への性交、性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体などに子供を強要するなど

③ ネグレクト

「児童」の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

【具体的な行為】

登校を禁止する、適切な医学的措置あるいは治療を受けさせない、乳幼児を家に残し度々外出する、適切な食事を与えない、長期間下着などを不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させる、同居人による「児童」への暴行などの行為を放置するなど

④ 心理的虐待

「児童」に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な行為】

言葉による脅かし、脅迫、「児童」を無視したり拒否的な態度を示し、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、年齢や発達段階にそぐわない期待を押し付ける、「児童」の前で配偶者に対して暴力を振るうなど

【Q24】

虐待は、児童生徒の心身の成長や人格形成にどのように影響しますか。

【A24】

1 身体面に現れる影響

- ・食べ物を十分に与えられず栄養不良を引き起こし、発育、発達に遅れが見られたり、低栄養のため疲れやすく体調不良となることがあります。
- ・自分の抱えている不安を言葉で表現できない児童は、頭痛、腹痛、疲労感など、様々な身体的な症状を訴えることがあります。

2 精神面に現れる影響

- ・人に対する信頼感や愛着をもつことが難しくなり、受け容れられないと感じると極端に関わりを避けるなど、適切な人間関係を保てなくなることがあります。（愛着障害）
- ・虐待が繰り返されると、その苦痛に立ち向かうことが困難になり、叱られる場面で無反応になったり、苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きが現われます。（解離・乖離）
- ・自尊感情が損なわれ、無力感を持っているため、学業への意欲がもてない、友だちとのかかわりを避けたがるなどのほか、睡眠障害などの身体症状を伴うことがあります。（抑うつ）
- ・放置されたり暴力的な環境の場に置かれると、安心して人とのかかわれなかったり、新しいことへ挑戦する意欲が失われると、知的な発達の遅れを残すことがあります。（知的発達の障害）

3 行動面に現われる影響

- ・大人に感情を受け止めてもらうなどの体験が少ないため、落ち着きがなく衝動的な行動をとりやすくなります。（衝動性）
- ・身体的虐待を受けている児童は、不満や怒りを感じたときに暴力を振るいやすくなります。（攻撃性）
- ・心を満たされていない思いが、過食など異常な食行動に結びつくことがあります。（食行動の異常）
- ・自尊感情が損なわれたときに、自分が生きている存在であると感じるためにリストカットなどに及ぶこともあります。（自傷行為）
- ・自らを受け容れてもらいたいという欲求から、どこまで自分を受け容れてくれるか、拒絶されるのかを確かめる行動をとることがあります。（ためし行動）

【Q25】

虐待の疑いがある児童がいますが、保護者はしつけであると主張しています。しつけと虐待の違いは何ですか。

【A25】

しつけとは、「児童」が気持ちや行動を自分でコントロールできるように育てていくことです。

一方、親がいくら一生懸命に関わり、その子をかわいいと思っても、子供の健全な成長にとって害になるような接し方は、親の思いとは関係なく、虐待になることがあります。

令和元年の児童福祉法改正（令和2年4月施行）により親権者等の「体罰」が禁止され、令和4年の民法改正（同年12月16日施行）により「懲戒権」を削除、親権を行う者の「体罰」が禁止されています。

【Q26】

家庭への立入調査は、どのように行われるのですか。

【A26】

児童虐待の通告を受けたこども家庭センター（児童相談所）は、速やかに虐待のおそれのある保護者に対し、知事の許可のもとに出頭を求めたり、立入調査を実施したりすることができます。その際、所在地を管轄する警察に依頼し、援助を求めることもできます。

また、保護者がこれに応じない場合は、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を行うことが可能になります。

【Q27】

要保護児童対策地域協議会とは、どのようなものですか。

【A27】

- 1 要保護児童対策地域協議会は児童福祉法に規定されています。
- 2 児童虐待等の未然防止や早期発見のため、関係する行政機関や民間団体等の緊密な連携と相互の協力によって、児童虐待防止に係る取組の推進を図ることを目的に設置されています。
- 3 事業内容は、児童虐待等に関する情報交換や連携・協力、広報・啓発活動の推進、研修活動の実施等があります。
- 4 要保護児童対策地域協議会は、こども家庭センター（児童相談所）や保健所、市町児童福祉課、市町健康福祉課、市町教育委員会、学校、医療機関、民生・児童委員協議会、児童養護施設、法務局、警察署、弁護士等で構成されています。

【Q28】

一時保護されているときの学校の出席の取り扱いは、どうなりますか。

【A28】

平成 27 年 7 月 31 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」では、一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において、学習を行っている場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数につき、次の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- 1 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- 2 当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。
- 3 指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成 31 年 3 月 29 日付け初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。
- 4 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合には、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できておらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、同通知別紙中に「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている。
「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当となっている。

4 ヤングケアラーについて

(1) 定義

子ども・若者育成支援推進法（令和6年6月12日施行）の第2条の7に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として示されています。

更に『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』の一部施行について（ヤングケアラー関係）（令和6年6月12日付けこども家庭庁支援局長通知）において「ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの」と補足しています。

(2) 生活場面で指摘されるヤングケアラーの状態



- ・障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
- ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ・障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。
- ・日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



- ・家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。
- ・アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- ・がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。
- ・障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。
- ・障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

【こども家庭庁HP参照】

【Q29】

ヤングケアラーの疑いのある児童生徒に対して、どのように対応すればよいですか。

【A29】

教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子供本人や保護者と接することで、家庭における子供の状況に気付き、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、早期発見・対応につながる可能性があります。学校が、支援が必要なヤングケアラーの疑いがある児童生徒を把握した場合には、市町村の福祉部門等を通じて必要な支援に繋げることが求められます。

また、家族のケアを「悪いこと」とし、ヤングケアラーを「かわいそうな子」と捉えるのではなく、家族のケアの価値を認めつつ、子供の声をよく聞き、気持ちに寄り添う姿勢を持つことが大切です。過度な負担や責任によって子供の育ちなどに影響が出ないよう、周囲の大人が理解した上で社会的支援がなされるような環境を整えることが求められます。

【Q30】

ヤングケアラーについては、虐待と同様に学校は発見しやすい立場にあります。ヤングケアラーに対する学校の役割とは何ですか。

【A30】

日々の子供達の様子を把握し、学校で行われるアンケート調査やＳＣによる相談結果などから、ヤングケアラーであると疑われる子供がいることを把握した場合には、当該家庭に必要な支援（子供が担っているケアを代替するための外部サービスの導入）につなげていくため、随時市町村（こども家庭センターなどの児童虐待対応担当課）に情報提供を行うことが大切です。

また、市町村によるアンケート調査に協力し、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努め、学校と市町村とが適切に情報共有し、支援につなげていくことが有効です。